

【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:44

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (709 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、 様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

 (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:46

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (710 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:47

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (709 KB)

外務省 大臣官房総務課 様 様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様 様)
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持ち込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:48

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (710 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への持込み予定資料等の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:56

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (709 KB)

内閣官房副長官補室 (内政) 淡路様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

████████████████████

Tel 03-5253-2111 (内線 ██████████
██████████ (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局持込予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:57

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (709 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしく願います。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:58

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (709 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 18:59

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (709 KB)

公安調査庁 総務部審理室 様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 19:08

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (45 KB); 確認措置と仮の評価の取扱いについて.jtd (36 KB); 契約業者に対する不利益取扱い禁止規定.jtd (38 KB); 詳説 労働契約法203.pdf (409 KB); 条文案(確認措置・仮の適性評価).jtd (85 KB); 相関図修正案.pdf (112 KB); 第3条第1項及び別表の現行案と修正案.pdf (103 KB); 適性評価における調査事項の規定順について.jtd (38 KB); 読替表(法律).jtd (158 KB); 本法の対象に特防秘を含めない理由について.jtd (35 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 19:09

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (709 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見があれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 19:10

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (709 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月7日 19:10

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (709 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までにご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成25年1月7日

- 本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）
- 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図
- 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国の機密についての罰則の比較
- 犯罪の捜査等に従事する者と仮の適性評価の取扱いについて（案）
 - ・ 条文案（第5条～第13条）
 - ・ 読替表
- 適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（案）
- 契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性について（案）
 - ・ 詳説労働契約法 抜粋
- 特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案

本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含まない理由について（案）

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。

ところで、同法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に係る同法第1条第3項第1号に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件（以下「事項等」という。）並びに装備品等に関する情報に係る同項第2号に掲げる事項等であって、公になっていないものとされ（MDA秘密保護法第1条第2項、第3項）、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。

一方で、本法における特別秘密は行政機関の長が指定を行うこととし、指定に当たっては、一定の事項であって、公になっていないもので、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものという特段の秘匿の必要性を要するところ、特別防衛秘密は、MDA秘密保護法上、この特段の秘匿の必要性が要件とはされていない。

このため、仮に、MDA秘密保護法を本法の対象に含めることとした場合、MDA秘密保護法上は特別防衛秘密に該当していたものが、本法の特別秘密には該当しないという事態が発生することも否定できず、日米相互防衛援助協定等における義務が履行できなくなるおそれがある。

このように特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた事項について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特別秘密とは性格を異にしている。仮に、このような特別防衛秘密を本法の対象に含めることとした場合、指定の要件等についてMDA秘密保護法と同等の措置を講じることが必要となるが、このような方法をとるよりも、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA秘密保護法によることとすることが適当であると考えられる。

したがって、本法においては、自衛隊法（昭和29年法律165号）第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密と

して指定する事項から除くこととしているものである。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)(抄)
(定義)

第一条 (略)

- 2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。
- 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。
 - 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
 - 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第百四十九号)
(抄)

(秘密区分)

- 第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。
- 2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

○昭和二十九年条約第六号(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書)(抄)

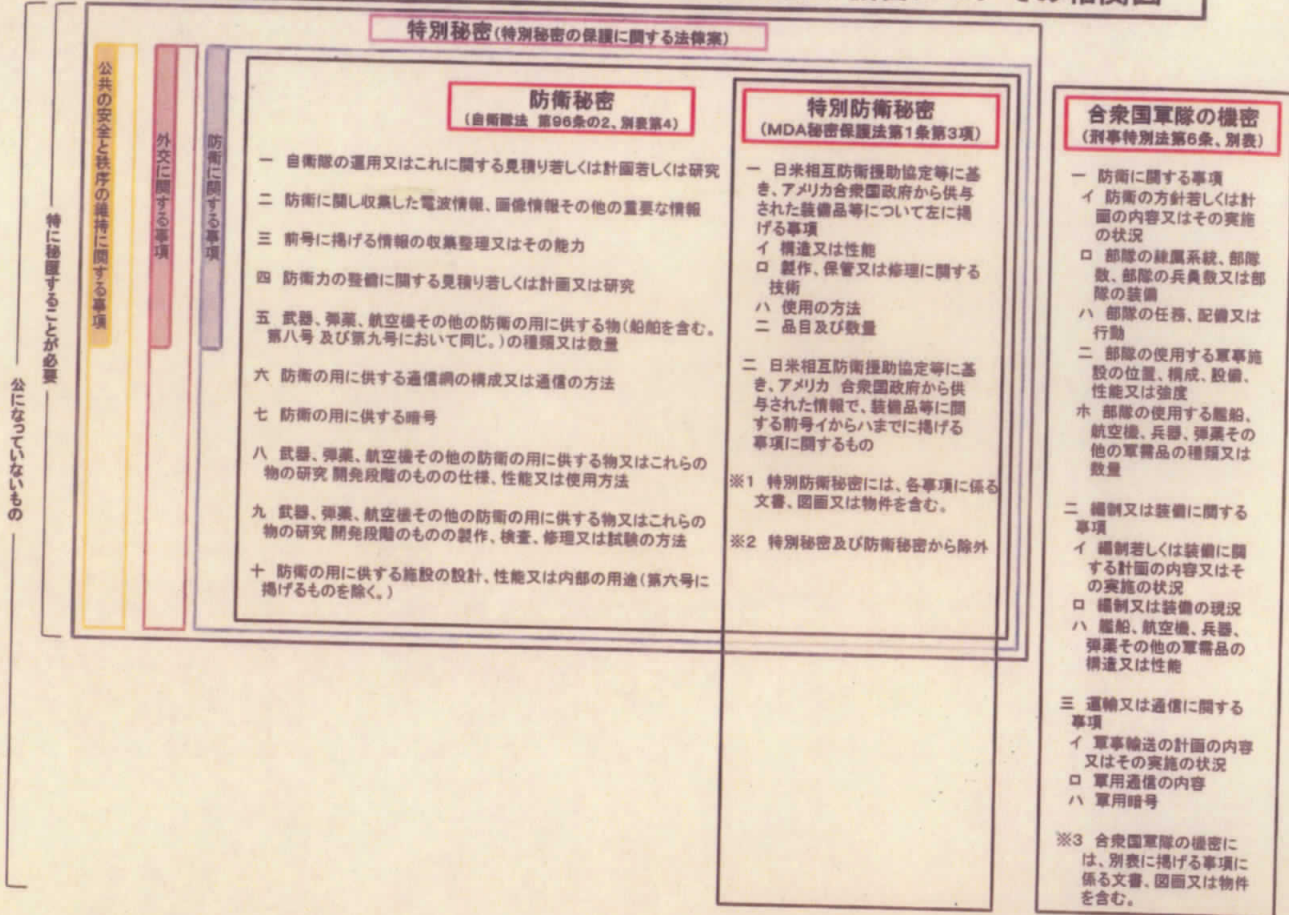
第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従って執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図



特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての罰則の比較

	特別秘密の保護に関する法律案 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 取扱業務者(第17条第1項) 【10年以下の懲役又は禁錮により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) ・ 業務知得者(第17条第2項) 【5年以下の懲役又は禁錮により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第1項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第122条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第3条第1項第3号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害する目的(第3条第1項第2号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 上記以外の者(第3条第2項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者 取扱業務者(第17条第4項) 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金】 ・ 業務知得者(第17条第5項) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第3項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第4条第1項) 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外で業務により特別防衛秘密を知得・保有した者(第4条第2項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 【10年以下の懲役又は禁錮により10年以下の懲役及び千万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第18条第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な方法による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合衆国軍隊の安全を 害すべき用途に供する目的による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項) ○ 不当な方法による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
周辺の行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 取扱業務者の漏えい(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 ・ 業務知得者の漏えい(第19条第2項) 【3年以下の懲役】 ・ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動 防衛秘密を取り扱うことを 業務とする者の漏えい(第122条第4項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 我が国の安全を害する目的とする漏えい(第5条第1項、第3項)※ ・ 不当な方法による探知収集(第5条第1項、第3項) ・ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第5条第1項、第3項) 【5年以下の懲役】 ・ ※以外の者による漏えい(第5条第2項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第7条第1項、第2項) ・ 合衆国軍隊の安全を 害すべき用途に供する目的による探知収集(第7条第1項、第2項) ・ 不当な方法による探知収集(第7条第1項、第2項) 【5年以下の懲役】

平成24年12月 日
内閣情報調査室**犯罪の捜査等に従事する者と仮の適性評価の取扱いについて（案）****1 当初案****(1) 犯罪の捜査等に従事する者の取扱い**

本法の当初案においては、特別秘密を取り扱うためには、適性評価により適性を有すると認められることを要するとしつつ、適性評価の対象とすることが適当でない国務大臣等を適性評価の対象から除外しているほか、偶発的に特別秘密を取り扱うことから適性評価を実施していたのでは迅速な対応が困難となる犯罪捜査等に従事する職員については、適性評価によることなく、適性評価と同様の調査事項に関し、特別秘密の漏えいに結びつくおそれのある特定の事実が存在しないことを当該職員に確認すること（以下「確認措置」という。）によって、2か月以内に限って特別秘密を取り扱うことができることとすることを検討していたところである。

(2) 仮の適性評価の取扱い

適性評価が完了するには、通常、数か月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けるなど早急に他の職員を補充する必要がある場合に、適性評価が完了するまで当該職員が特別秘密を取り扱うことができないこととなると、当該行政機関の事務の遂行に支障が生じるおそれがある。このため、特定有害活動との関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項並びに情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項といった特別秘密を漏えいする蓋然性との関連性が高い調査事項の調査が終了している場合には、適性評価を実施中であっても、一定の条件の下、仮に適性を有するものと認め、3か月以内に限って特別秘密を取り扱うことができることとすることを検討していたところである。

2 修正案

確認措置について規定する本法第6条第2項第3号並びに仮の適性評価について規定する本法第6条第1項第2号及び第8条を削除し、また、適性評価の実施について規定する本法第7条第2項について「行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。」を「行政機関の長は、前項の評価（以下「適性評価」という。）に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。」に、同条第3項について「調査を実施するものとする。」を「調査を実施することができる。」にそれぞれ修文し、次のとおり、当初案で検討していた確認措置及び仮の適性評価と同様の措置を講じることができることとする。

(1) 犯罪の捜査等に従事する者の取扱い

犯罪の捜査等に従事する者が特別秘密を取り扱う場合には、修正後の本法第6条第1項の適用を受けることとなる。

しかしながら、犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合には、特別秘密を反復継続して取り扱う場合とは異なり、その事務の性格から、取り扱う特

別秘密の範囲が限られ、かつ、その取扱期間が短期間であり、特別秘密を反復継続して取り扱う場合に比べ、職員が外部から唆されたり意思を抑圧される事態が生じることが想定しにくい。したがって、特定有害活動との関係に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項である学歴、職歴、国外への渡航歴等について調査する必要性は乏しい。一方で、短期間であるにせよ、特別秘密を取り扱うことから、当該職員についても適性評価を実施する必要があるが、迅速な捜査の遂行等の必要性から、適性評価を簡易かつ迅速に行うことが求められる。

このため、犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うこととなった場合には、適性評価に当たって、本法第7条第2項各号で掲げる事項ごとに、対象となる職員に特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問し、疑義が生じた場合は必要な確認を行うことなどにより、調査を実施することとする。修正後の本法第7条第2項の「適性評価に資するために」同項各号に掲げる調査を実施するとの規定は、同条第5項の「必要な範囲内において」行政機関の長が評価対象者に質問等を行うことができるとする規定と相まって、本法第7条第2項各号に掲げる事項について、行政機関の長が、どのような手法で、どの程度調査するか等について、合理的に必要な範囲で判断できるものとするものであり、上記のような調査は、修正後の本法が想定しているところである。また、修正後の本法第7条第3項の「調査をすることができる。」との規定は、簡易かつ迅速な適性評価を実施するために、犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱う職員に対し、学歴、職歴、国外への渡航歴等の調査する必要性の乏しい事項についての調査を実施しないことを許容するものである。

なお、このような適性評価の結果、適性を有すると認められる場合には、2か月を限度として適性を有するものと認めることとし、結果の通知の際に、その旨を明らかにする。また、当該評価対象者が2か月を超えて、特別秘密を取り扱うことを要する場合には、本法第7条第1項第3号の「当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの」として、改めて適性評価を実施するものとする。

上記の取扱いについては、取扱いに誤解がないよう、ガイドライン等により統一的な基準を作成し、運用に支障なきを期することとする。

(2) 仮の適性評価の取扱い

適性評価を実施中の者であっても、本法第7条第2項第1号（特定有害活動との関係に関する事項）、第2号（犯罪及び懲戒の経歴に関する事項）及び第3号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項）に掲げる事項についての調査が終了したものについては、当該調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がなく、かつ、同項第4号（薬物の濫用及び影響に関する事項）、第5号（精神疾患に関する事項）、第6号（飲酒についての節度に関する事項）及び第7号（信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について、その時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がない場合には、3か月に限って適性を有するものと認めることとする。

このような取扱いについても、適性評価の実施について規定する本法第7条第2

項から「その結果に基づき」との文言を削除することにより、適性評価を実施中の場合であっても、上記1(2)に述べたような特段の事情があると、行政機関の長が判断した場合には、適性を有するものと認めることが本法で許容されているものと解することができる。

なお、このような適性評価の結果、適性を有すると認められる場合には、3か月を限度として適性を有するものと認めることとし、結果の通知の際に、その旨を明らかにする。また、本件のように特段の必要があつて、全ての事項についての調査が終了する前に適性評価を行った場合であっても、本法にいう適性評価を実施したことになるから、残る調査事項について調査を実施する場合には、本法第7条第1項第3号の「当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの」として、改めて適性評価を実施することとなることに留意する必要がある。

上記の取扱いについては、取扱いに誤解がないよう、ガイドライン等により統一的な基準を作成し、運用に支障なきを期することとする。

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。)に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特別秘密の取扱者等)

第六条 ~~行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号~~

~~は定める要件に該当するものとする。~~

~~1 当該行政機関の職員であつて、その者はついで次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの(当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。)は、当該行政機関において特別秘密を取り扱うことができる。~~

~~2 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの当該行政機関の長がその者に対し同条第三項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)~~

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

1 当該行政機関の長

1 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣(前号に掲げる者を除く。)

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ二 イからハニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

ニ 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務を偶発的に行うこととなるものは従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上当該職員はついで確認措置（次条第三項各号に掲げる事項）については当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事案が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

四三 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うこ

とができるもの

3 第一項及び前項第一号（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同第三項各号並びに及び前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

十 当該契約業者の役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第四十條において準用する次条第一項の評価で直近に実

施されたものにより適性を有すると認められたもの~~（当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。）のみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。~~

~~当該契約業者の役員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有する~~
~~と依り認められたもの~~ 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第三項の規定による通知をした日
~~から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間は当該行政機関の長が~~
~~当該契約業者に対し第十条において準用する次条第四項の規定による通知をした場合を除く。）。~~

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなつた者
- 二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を

複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

- 三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、~~前項の評価（以下「適性評価」という。）に資するために次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。~~

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができるものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して

必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める条件規定する適性を有すると認められた者に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

~~9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。~~

~~第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第~~

~~二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限り、)による特別秘密の取扱
いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適
性を有すると仮に認めるところとする。~~

~~一 前条第二項第十号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合に
おいてこれを漏らすおそれがあると認めらるべき事情がないこと。~~

~~二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取
り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めらるべき事情又は当該事情がないことにより疑
いを生じさせるおそれがある事情がないこと。~~

~~三 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知
するものとする。~~

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第八九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、~~同
条~~これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、~~同~~第七条第一項第一号及び~~同~~同条第五

項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第十号」とあ
るものは「前条第三項の規定により読み替えて準用する~~同~~前条第一項第十号」と、前条第二項中「前条第十
項第十号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第二項第十号」と、それぞれ読み替え
るものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第九十条 第七條及び第八條の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合
において、第七條第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等
」と、同条第六項及び第八條第十項中「行政機関の長は、」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員
等が第四項の規定による同意をしなかつたときは、その旨を契約業者に対し、」と、「評価対象者」とある
のは「契約業者及び評価対象者」と、~~同~~第七條第八項中「前条第一項第十号」とあるのは「前条第四項第
十号」と、第八條第二項中「前条第十項第十号」とあるのは「第十條の規定により読み替えて準用する前
条第十項第十号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

~~第十十条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報によつて識別される者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号若しくは第四十三条各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが当該個人情報によつて生じたときは、この限りでない。~~

~~（不利益取扱いの禁止）~~ **[P]**

~~第十一一条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他~~

~~の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされること若しくは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。~~

~~契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかつたこと、又は適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。~~

~~（確認措置の実施についての準用）~~

~~第十三条 第十条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、
「適性評価の実施に当たつて」とあるのは「確認措置の実施に当たつて」と、前条第二項中「行政機関等の職員~~

~~本適性評価の実施については第七条第四項（第九条において適用する場合を含む。）の規定による同意をし
なかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確
認措置の実施については第六条第三項第三号（同条第三項において適用する場合を含む。以下この項におい
て同じ。）の規定による同意をしなかつたこと又は同条の規定による質問により同条に規定する特定の事
実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。~~

附則 (法律案)

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等 (第六条第三項関係)

行政機関 (統轄之前)	都道府県警察 (統轄之後)
<p>(特別秘密の取扱者等)</p> <p>第六条 行政機関の職員であつて、次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの(当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。)は、当該行政機関において特別秘密を取り扱うことができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。</p> <p>一 当該行政機関の長</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 4 (略)</p>	<p>(特別秘密の取扱者等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二項及び前項第二号の規定は、都道府県警察における特別秘密の扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項及び前項第二号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替へるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>【以下第六条第二項及び第二項第一号の準用部分(傍線部分が読み替へ部分)】</p> <p>(特別秘密の取扱者等)</p> <p>第六条 都道府県警察の職員であつて、次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの(当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。)は、当該都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる。</p> <p>2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。</p> <p>一 当該警察本部長</p>

○都道府県警察の職員に係る適性評価 (第八条関係)

行政機関 (統轄之前)	都道府県警察 (統轄之後)
<p>(行政機関の職員に係る適性評価)</p> <p>第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなつた者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知(その者について当該通知を複数回した場合にはあつては、直近のもの。次号において同じ。)をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの</p> <p>2 行政機関の長は、前項の評価(以下「適性評価」という。)に基づき、次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。</p> <p>一 特定非営利活動との関係に関する事項</p> <p>二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項</p>	<p>(都道府県警察の職員に係る適性評価)</p> <p>第八条 前条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、前条中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「前条第三項の規定により読み替へて準用する同条第一項」と、それぞれ読み替へるものとする。</p> <p>【以下第七条の準用部分(傍線部分が読み替へ部分)】</p> <p>(行政機関の職員に係る適性評価)</p> <p>第七条 警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなつた者</p> <p>二 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知(その者について当該通知を複数回した場合にはあつては、直近のもの。次号において同じ。)をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの</p> <p>2 警察本部長は、前項の評価(以下「適性評価」という。)に基づき、次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。</p> <p>一 特定非営利活動との関係に関する事項</p> <p>二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項</p>

- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 業物の産用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができる。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第二項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 業物の産用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 警察本部長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができる。
- 4 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
 - 一 警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第二項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該都道府県警察の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

- 理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。
- 8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかつたときは、その者は前条第一項に規定する適性を有すると認められた者に該当しない者となし、同項の規定を適用する。
- 9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

- 理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。
- 8 第二項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかつたときは、その者は前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項に規定する適性を有すると認められた者に該当しない者となし、同項の規定を適用する。
- 9 警察本部長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

○契約業者の役員等に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（就労之前）	契約業者（就労之後）
<p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたとの通知（その者について当該通知を拒絶した場合には、直近のもの、次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたとの通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの</p> <p>2 行政機関の長は、前項の評価（以下「適性評価」という。）に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。</p>	<p>（契約業者の役員等に係る適性評価）</p> <p>第九条 第七条の規定は、契約業者の役員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第二項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役員等」と、同条第六項中「行政機関の長は」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役員等が第四項の規定による同意をしなかつたときは、その旨を契約業者に対し」と、「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項」と、それぞれ読み替へるものとする。</p> <p>【以下第七条の準用部分（傍欄部分が就労之前分）】</p> <p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該契約業者の役員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたとの通知（その者について当該通知を拒絶した場合には、直近のもの、次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたとの通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの</p> <p>2 行政機関の長は、前項の評価（以下「適性評価」という。）に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。</p>

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができる。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができる。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該契約業者の役員等に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、契約業者の役員等が第四項の規定による同意をしなかつたときは、その旨を契約業者に対し、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項に規定する適性を有すると認められた者に該当しない者となして、同項の規定を適用する。

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項に規定する適性を有すると認められた者に該当しない者となして、同項の規定を適用する。

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（案）**1 各調査事項の内容等****(1) 特定有害活動との関係に関する事項**

「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動をいい、本項目は、評価対象者が特定有害活動を行い、又はこれを行う団体や個人を支援していたことがあるかを調査するものである。

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者に特別秘密を取り扱わせた場合、特別秘密を漏らす蓋然性が高いと評価し得る。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

本項目は、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみにならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあ

るか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(5) 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆して

いることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査するものである。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

2 調査事項の規定順

第1号として規定する特定有害活動との関係に関する事項は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性を最も端的に示すものであり、適性を判断するに当たり、最も参考となる事項と考えられる。

第2号として規定する犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、第3号として規定する情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項については、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性をより直接的に示すものであり、適性を判断するに当たり、特定有害活動との関係に関する事項の次に参考となる事項と考えられる。

一方、第4号として規定する薬物の濫用及び影響に関する事項、第5号として規定する精神疾患に関する事項、第6号として規定する飲酒についての節度に関する事項、

第7号として規定する信用状態その他の経済的な状況に関する事項において判明し得る事実は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏えいする蓋然性を直接的に示すものではなく、第4号以下に規定している。これら4つの調査事項については、特別秘密が漏えいする蓋然性との関連性が強いと考えられるものの順に規定をしている。

契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性について（案）**1 労働関係法規における取扱い**

契約業者に使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。また、降職、降格、配置等の人事上の措置等を決定する過程における労働者の職業的能力の評価行為である人事考課は、一般には使用者の裁量行為とみられており、査定方法が不合理であるとか、恣意的になされた場合には使用者の権利の濫用となる^{*1}と考えられている。

したがって、解雇について、例えば、特別秘密を取り扱う事業の担当者として採用・育成されてきた職員が、適性評価により適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができなくなった場合、当該職員を解雇することは客観的に合理的な理由を欠くとは言えず、許容される場合がある。また、適性評価に同意しなかったことや適性を有しないと認められたことにより、特別秘密を取り扱うことができないことを理由として、当該使用される者について、降職等の処分や人事上の措置を採ることは、不合理であるとも恣意的であるとも考えにくく、許容される場合があると考えられる。

ただし、解雇権濫用法理について、①解雇について客観的に合理的な理由及び②解雇することについての社会通念上の相当性を要すると考えられており、裁判例から、解雇について客観的に合理的な理由があり、解雇当時担当していた業務については不十分にしか遂行できない場合でも、他の職務への配転や降格を考慮したかどうかなど、一定の解雇回避努力を要求されていると考えられている。また、解雇することについての社会通念上の相当性に関しても、その判断に当たっては、解雇原因の重大性、解雇原因の発生に至る経緯、本人の従前の勤務成績、解雇原因についての本人の対応、本人の反省の有無、他の事例との比較、他に取べき手段の存否や内容などが考慮されているものと考えられる（弘文堂「詳解労働契約法」148頁から150頁）。

2 行政機関等の職員の取扱いとの関係

行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の職員にあつては、一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また都道府県警察の職員にあつては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

*1 大阪高裁平成9・11・25労判729号39頁等

適性評価により適性を有しないと認められた場合、当該職員は、特別秘密を取り扱うことのない職に転任させられたり、また、上位の職が全て特別秘密を取り扱うこととなる場合には、昇任できないという事態も想定され、こうした事実上の影響が生じることが否定できないものの、職員は法定事由によらない限り、その意に反して降任、休職、免職又は降給されることはない（国家公務員法第75条第1項）ことから、適性を有しないと認められたことを理由として、当該職員が降任されたり、免職されたりすることはない。したがって、行政機関等の職員について、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、免職その他不利益な取扱いを禁止する規定を設ける必要はない。

しかしながら、契約業者に使用される者については、上記1のとおり、行政機関等の職員と同様の身分保障がないことから、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、同一の適性評価制度に基づき適性を有しないと認められたにもかかわらず、行政機関等の職員と契約業者に使用される者との間に大きな格差が生じることとなる。

3 契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性

適性評価制度は、評価対象者が把握されることを想定していない精神疾患等プライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するために、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめている。しかしながら、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、適性評価の実施について同意しなかった場合、当該職員は解雇を始めとする重大な不利益を受ける可能性も否定できないことから、適性評価の実施について同意せざるを得ず、結果として、適性評価の実施についての任意性が担保されないこととなる。

また、適性を有しないと認められたことを理由として、解雇を始めとする重大な不利益が生じる可能性がある場合、評価対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密が漏えいする蓋然性を実施権者が適性に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このように、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、適性評価制度の実効性そのものが損なわれるおそれがあり、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いを禁止する規定を設ける必要がある。

【参照条文】

○労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）（抄）

（労働契約の原則）

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は

変更すべきものとする。

4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

5 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

(出向)

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

(懲戒)

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(解雇制限)

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

② 前項但書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

③ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（基本原則）

第一条 （略）

2 （略）

3 権利の濫用は、これを許さない。

（期間の定めのある雇用の解除）

第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

2 前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。

（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第六百二十七条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。

2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてするこ

とができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

(やむを得ない事由による雇用の解除)

第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

1 解雇権の運用 (16条)

(1) 16条の趣旨

労働法16条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと見て、無効とする」と定めている。判例法理により生み出された、いわゆる解雇権濫用法理を明文化したものである。同法理は、2003年の労働基準法改正において新設された同法18条の2により制定法上の根拠を与えられたが、労働契約法の制定に伴い本条に移行された。

なお、労働契約法には、期間の定めのある労働契約のもとでの解雇に関する17条1項が置かれているため、本条は、本来的には、期間の定めのない労働契約における解雇権濫用の規制を定めた規定として位置づけられる。

(2) 解雇権濫用法理の形成と成文化

解雇、すなわち使用者が行う労働契約の一方的解約については、民法によれば、期間の定めのある雇用契約の場合はやむを得ない事由があるときにのみ許容される(628条)一方で、期間の定めのない雇用契約の場合には、労働者の解雇と同様、2週間前に申し入れることにより効力を生ずるものとされている(627条1項)。

すなわち、民法627条は、2週間前に申入れを行うという手続的な制約を課したのみで、期間の定めのない雇用契約の各当事者に解約の自由を与えたものということができる。民法典の立案担当者は、この規定の趣旨について、期間を定めのない雇用契約の当事者は永久に契約関係を存続することは望まないのが通常であるという説明を行っている²⁰³⁾。

労働基準法(1947年制定)も、業務災害による休業期間中および直前直後休業期間中ならびに各休業後30日間に於ける解雇を禁止し(19条)、解雇につき

203) 藤田次郎『民法受遺者之三章論』(1912、復刻版、有堂閣・1984) 693頁。

30日前の予告または予告手当の支払いを要求した(20条)ものの、解雇理由については、固辭・信条または社会的身分による差別(8条)にあたる場合等を除けば、特段の制約を設けなかった。

しかし、戦後には、解雇をなすには正当事由を要するかという議論がなされるようになった²⁰⁴⁾。そして、正当事由説は必ずしも多数にはならなかったものの、下級審裁判例では、民法1条3項が定める権利濫用の禁止という一般条項を用いて、合理的な理由を欠く解雇を、解雇権濫用として無効と判断するものが増えていった。

このような下級審裁判例の手法は、1960年代にはほぼ一般化し、1970年代になって、最高裁が日本食塩製造事件²⁰⁵⁾および高知放送事件²⁰⁶⁾においてこれを承認するに及んで、判例法理としての解雇権濫用法理が確立したのである。

この法理のもとでは、解雇については合理的理由と社会的相当性が要求されるため、実際上は解雇には正当事由を要するという考えとさほど差はない状態になっている²⁰⁷⁾。これは、立法時点での民法627条の予想する姿ではないともいえるが、判例がそのようなルールを作り出したのは、戦後になって形成された日本における長期雇用の慣行が背景にあると考えられる。

ところが、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本型雇用慣行の変化が取りざたされるのと歩調を合わせて、解雇法理についても見直しの必要性が指摘されるに至る²⁰⁸⁾。この段階で、議論は立法政策の分野にも及んでくるが、解雇規制の緩和に対する消極論も根強く、2003年の労働法改正においては、結局、これまでの解雇権濫用法理をそのまま明文化する趣旨の規定が設けられるに至った。

解雇権濫用法理を明文化したことの意味は、今回の労働契約法の制定につい

204) 以下については、山川隆一「日本の解雇法制」大竹文雄・大内伸敏・山川隆一編・前掲注(41) 3頁参照。

205) 日本食塩製造事件・最二小判昭和50・4・25 民集29巻4号456頁。

206) 高知放送事件・最二小判昭和52・1・31 判例258号17頁。

207) 船山英久「判例」『最高裁判所判例解説』民集第50巻(法曹会・1979) 160頁。

208) 八代尚空「雇用関係についての規制改革」大竹文雄・大内伸敏・山川隆一編・前掲注(41) 214頁など。

でも指摘されるように、判例上のルールを、より認識可能性の高い制定法に盛り込んだことその他に、国民の代表機関である国会がその意思として同法理を採用したことが挙げられる。すなわち、裁判所は制定法に拘束されるので、判例変更の形で解雇権濫用法理を廃棄することはできなくなったのである²⁰⁰⁾。同法理が労働法16条に移された現在でもこのことに変化はないことはもちろんである。

なお、労働契約法制研究会報告では、旧労基法18条の2を労働契約法に移行させることその他に、次に述べる解雇の合理的理由を類型化して、それを法律上の規定とすること、また、後述する整理解雇(180頁以下参照)に関して、いわゆる4「要件」を、要素と位置づけた上でやはり法律上の規定とすること、普通解雇と整理解雇のそれぞれについて、使用者の勝つべき措置を指針の形で定めることを提言していたが、これらは法案には盛り込まれなかった。

(3) 解雇権濫用法理の内容

1) 解雇の合理的理由と社会通念上の相当性

労働法16条、ひいてはこれまでの解雇権濫用法理によれば、解雇権の行使が権利濫用と評価されるのは、解雇が、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」場合である。この文言からは、①解雇についての客観的に合理的な理由、および、②解雇をなすことについての社会通念上の相当性、という2つの構成要素を一応抽出できる(ただし、両者は必ずしも必然と区別できないことがありうる)。

これら2つの構成要素のうち、①の解雇の合理的理由については、一般に、(ア)労働者が労務を提供できなくなった場合、(イ)労働能力や適格性が欠けている場合、(ウ)職務違反や規律違反があった場合、(エ)事業の不振など経営上やむを得ない必要がある場合(後述する整理解雇)、(カ)使用者とユニオン・ショップ協定を結んでいる労働組合の組合員が組合を除名されたり脱退したりした場合などに類型化されている。なお、労働契約法制研究会報告書では、こうした解雇理

209) 山川隆一「労働法改正と解雇ルール」ジュリ1255号(2009)48頁参照。

由を類型化して法律の明文を設けること、および解雇に関して使用者が勝つべき措置について指針を設けることが提言されていたが、労働契約法にはこれらの提言は盛り込まれなかった。

以上のうち、(イ)からは労働者側に原因がある解雇であるが、特に(イ)および(イ)については、裁判例上、解雇理由の客観性を抑制的に判断する傾向がみられる。たとえば、(イ)に関しては、病気のため休職していた従業員が休職期間満了後も病氣から完全には回復していない場合に、休職規定に対する復帰準備期間の提供や他の形で問題が生じ、裁判例には、当該従業員に対する復帰準備期間の提供や復帰のための教育訓練の措置を怠った場合には、解雇はなしえなすとすることがみられる²¹⁰⁾。

また、(イ)に関しても、裁判例は、解雇当時担当していた業務については十分にしか遂行できない場合でも、他の職務への配転や降格を考慮したかどうかを、解雇権濫用の判断にあたり問題にする裁判例がみられる²¹¹⁾。以上のような裁判例の状況からすれば、使用者は、労働者を解雇するにあたり、一定の解雇回復努力を要求されているという位置づけも可能であろう²¹²⁾。

これらは、日本型雇用システムの特徴の1つである長期雇用ないし雇用維持の理念が解雇の法的規律に影響した例ではないかと思われ、実際に、長期雇用が必ずしも妥当しない雇用形態では、趣の異なる判断もみられる。たとえば、米国系企業の日本における子会社が、ヘッドハンティングにより職務を特定して人事本部長を採用し、相当高額の賃金を支払っていたという事業のもとでは、同人が人事本部長としての適格性を欠く場合には、他の職務への降格等を考慮しなくとも、直ちに解雇権濫用にあたるわけではないと判断されている²¹³⁾。

以上の他、(イ)は、いわゆる整理解雇にあたる場合であり、これについては後に述べる。また、(イ)は通常、労働組合法の分野で議論されているが、ユニオ

210) 全日空事件・大塚高判平成13・3・14判例809号61頁など。

211) エース信託事件・東京地決平成13・8・10判例820号74頁など。

212) 土田・労働契約法594頁。

213) フェード自動車(日本)事件・東京高判昭和59・3・30労働集35巻2号140頁。

ン・シヨップ協定のもとで、除名や脱退により解雇対象となった労働者が、解雇時点までに別組合を結成し、または別組合に加入した場合には、かかる労働者に同協定を適用することはできず、解雇は無効となると解されている²¹⁴⁾。

次に、②解雇をなすことについての社会通念上の相当性については、たとえ一般的・客観的にみれば解雇理由が存在したとしても、当該事件において解雇という措置をとるのは著しく酷である場合などにも、当該事件において解雇性を欠くものとして無効であると評価されることがありうる。

たとえば、高知放送事件²¹⁵⁾では、ラジオ局のアナウンサーが、2週間の間に解雇により2度にわたり朝のニュースを全部または一部放送できなくなるという放送事故を起こしたことによる普通解雇の効力が争われたが、最高裁は、同アナウンサーは、会社の対外的信用を著しく失墜させ、アナウンサーとしての責任感に欠けるとする一方で、本件事故は、いずれも同人の悪意ないし故意によるものではなく、また、通常は、他の担当者が先に起きアナウンサーを起すことになっていったところ、両放送事故の際には担当者在においても経過しており（同人はけん賞処分に使せられたにすぎない）、同アナウンサーのみを責めるのは酷であることなどから、同人に対し解雇をもって臨むことは、いさか苛酷にすぎ、合理性を欠くならみなしとせず、必ずしも社会的に相当なものとして是認することはできないと判断している。ここでは、解雇の合理的理由を欠くためというよりは、解雇という措置が相当性を欠くために解雇権濫用という判断がなされたものとみられる。

以上のような解雇という措置の相当性は、労働者側に解雇原因がある場合の問題となることが多いが、その判断にあたっては、解雇原因の重大性、解雇原因の発生に至る経緯、本人の従前の勤務成績、解雇原因についての本人の対応、本人の反省の有無、他の事例との比較、他に取らうべき手段の存否や内容などが考慮されると思われる。

ii) 解雇権濫用の主張立証責任

解雇権濫用法理については、2003年の労働基準法改正により同法18条の2

214) 三井倉庫解雇事件・第一小判平成元・12・14民裁43巻12号2051頁など。

215) 前判注205・高知放送事件。

において明文化されるにあたり、主張立証責任をどう考えるかが議論の対象となった²¹⁶⁾。権利濫用という要件は、いわゆる規範的要件であり、それ自体を証拠により直接認定できるものではなく、法的评价により結論づけられるものであるから、主張立証の対象となる要件事実、「権利濫用」そのものではなく、権利濫用という評価を基礎づける事実（評価根拠事実）を権利濫用を主張する側が主張立証する責任を負い、他方で、それを争う相手方が、権利濫用という評価を妨げる事実（評価障害事実）を主張立証する責任を負うという理解が一般的である。そして、通常の権利濫用の場合は、権利は原則として適法に行使されるものであるから、権利濫用の評価根拠事実についての主張立証責任は、相当に重いものとなることなくあり得る。

下級審裁判例の中には、解雇権濫用法理の適用にあたっては通常の権利濫用と同様の発想をとり、「原告には解雇に値するような行為や落ち度は何もないことを前提に被告らの経済的事情に照らしでも原告を解雇する必要性はなかったこと」の主張立証を要求するものがみられた²¹⁷⁾。しかし、解雇権濫用については、解雇権濫用が成立するとされる事例は多く、前述のように、実質的には、解雇につき正当事由を要するとの見解とさほど変わらなないとの理解がなされてきていることに照らし、このような見解を採用する裁判例はあまりみられなくなっている。

むしろ、裁判実務上は、解雇の合理的理由を基礎づける事実については、被告たる使用者側が主張立証責任を負うという立場が一般的なようである。もっとも、このような取扱いと、権利濫用を主張する者はその評価根拠事実を主張立証する責任を負うとの一般原則とどう調和させるかはやや難しい問題となる。

この点については、原告たる労働者側は、使用者による解雇の抗弁に対する再抗弁として、平素の勤務状況に特に問題がなかったことを主張立証すれば、解雇権濫用の評価根拠事実としては十分であり、具体的な解雇理由（平素の勤務状況とは異なる事実である）は、解雇権濫用の評価障害事実として使用者側が主張立証する責任を負うとの見解²¹⁸⁾（他方、解雇理由が存在する場合に、当該事実

216) 群細は、山川・前掲注168)299頁以下参照。

217) 東京高等裁判所第四支部・送達支部事件・東京地判平成12・1・31・労働793号78頁。

における措置としての解雇が社会通念上相当性を欠くことについては、その評価標準事実を労働者が主張立証する責任を負うのが原則となる²¹⁸⁾や、さらに進んで、労働者が側は、何ら落ち度なく勤務してきたことの概括的な主張があれば足りるとする見解などがみられる²¹⁹⁾。

いずれにせよ、使用者側が解雇の合理的理由についての主張立証責任を負うという立場は、2003年の労基法改正により同法18条の2が設けられた際にも確認されている。すなわち、同改正の際の衆参各院附帯決議は、「本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に即して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではない」という趣旨を要請したのである。労基法18条の2が労契法16条に移行した現在においても、この点については変化はないと考えられる²²⁰⁾。

なお、この問題は、就業規則において解雇事由について列挙する定めを置いた場合、それがいかなる意味をもつかという論点とも関連している。この点については、限定列挙とみるか例示列挙とみるかが問題となり、前者によれば、列挙された解雇事由以外の理由による解雇はそれ自体として無効となるのに対して、後者によればそのような解雇も可能であり、最終的には解雇権濫用法理によりその効力を判断されることとなる。もともと、就業規則には、通常、「その他前各号に準ずるやむを得ない場合」などという解雇事由が定められているため、実際上は就業規則に定めのない解雇事由は考えにくく、この問題にはあまり実益がないといえる。

ただし、限定列挙説による場合は、解雇事由に該当する事実が存在すること

218) 山川・前掲注148)301頁。

219) 山口幸雄・三代川三千代=難波孝一編『労働事件処理ノート(改訂版)』(判例タイムズ社、2007)22頁〔附水拓見〕。

220) 依に正当事由説を立法上採用する場合には、解雇に正当事由があるという評価を根拠づける具体的事実につき使用者側が主張立証責任を負い、正当事由があるという評価を助ける事実につき労働者が主張立証責任を負うことになる。

については使用者側が主張立証責任を負うことになるのに対し、例示列挙説による場合には、上記のような解雇権濫用法理のもとでの主張立証責任の分配に従うことになる(そこでも、上記のとおり解雇の合理的理由については使用者が主張立証責任を負うことになるが、労働者が解雇権濫用の評価標準事実について、誰いものといえ主張立証責任を負う点が変わる)。

この問題については、従来の裁判例では限定列挙説に立った処理を行うものが多かったが、例示列挙説をとる裁判例もみられる²²¹⁾。しかし、最近では、この問題は各事案における事実認定の問題であることから考える理解が有力になっ

特別秘密の扱いに関する法律第3条第1項及び別表の「ア」案と修正案

現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

- 一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の**安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの**
- 三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関する電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する暗号その他の口に掲げる情報の伝達の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 我が国の**安全保障等に係る重要施策の方針**
 - ロ 我が国の**安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容**
 - ハ 外交に関する**収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報**
 - ニ ハに掲げる情報の**収集整理又はその能力**
 - ホ 外交の用に供する暗号**その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号**

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関する**特定有言活動に関する重要な情報**
 - ハ 口に掲げる情報の**収集整理又はその能力**
 - ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号**その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号**

修正案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての別表各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、その漏えいが**防衛その他の我が国の安全保障等**又は我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

(別表)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究(公共の安全と秩序の維持に関するもの)に限り、前号に掲げるものを除く。)
- 三 次に掲げるものに関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - イ 特定有言活動
 - ロ 防衛**その他の我が国の安全保障等**(イに掲げるものを除く。)
 - 四 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
 - 五 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - 六 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第九号及び第十号において同じ。)
 - 七 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - 八 防衛、**外交**又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号
 - 九 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - 十 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
 - 十一 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第七号に掲げるものを除く。)
 - 十二 **我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策(前各号に掲げるものを除く。)**
 - 十三 **我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程(第一号から第十一号までに掲げるものを除く。)**

【質問】内閣法制局への持込み予定資料について

1/1 ページ

【質問】内閣法制局への持込み予定資料について

送信日時: 2013年1月8日 10:26

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

様

お世話になっております。警察庁の[]と申します。

標記の件につき、別表において、

「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」が削除されているのは、どのような経緯によるものなの

でしょうか。
小林補佐が一時的に不在にしているため、大変恐縮ですが、ご教示くださいますよう、お願いいたします。

警察庁 []
(03-3581-0141内線 [])

-----作成者: []-----

宛先: []

送信元: []

日付: 2013/01/07 06:44PM

件名: 【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

警察庁警備局警備企画課 小林様、[]様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたもので

す。)。恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに

ご意見あれば、当方までご連絡ください。なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしく願います。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 []
[] (直通)

Fax 03-3592-2307

[添付ファイル "警察庁.zip"は []/警察庁 によって削除されました]

【参考】お問い合わせの件について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月8日 14:48

宛先:

外務省 大臣官房総務課 様 様

いつも大変お世話になっております。

先ほど電話でお問い合わせのありました件については、他省庁からも同じ質問を頂いているところ、以下の通りまとめましたので、ご参考まで送付させていただきます。

ご質問の「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言（現行案別表第2号ホにおける「その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」についても同じ。）については、平成24年12月14日の法制局における協議において、当方から、自衛隊法別表第4第7号の「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する暗号をいう（防衛秘密制度の解説9頁防衛庁防衛局調査課）ところ、例えば、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号については、自衛隊が用いるものである「防衛の用に供する暗号」に該当しないため、このような暗号も特別秘密の対象となるよう、本法の現行案で追加的に規定している旨説明しました。これに対して、法制局参事官から、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号であっても、当該画像情報が防衛省に伝達される以上、「防衛の用に供する暗号」に当たるのではないかと指摘があったため、当方において「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を規定する必要性を再度検討してきました。

この結果、本法では、自衛隊法第96条の2第1項の「自衛隊についての」との文言がなく、全ての行政機関についての別表に掲げられる事項が特別秘密として指定される対象となることを踏まえれば、情報収集衛星システムにおいて画像情報等の情報を防衛省、外務省、警察庁等に対して内閣官房等他省庁から伝達するために使用される暗号も防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持のために使用される暗号、すなわちこれらの「用に供する暗号」（修正案別表第8号）に含まれるものと考えられるのではないかと考えに至りました。

このため、送付しました資料「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」の修正案別表第8号からは現行案の「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を削除したものです。なお、修正案第8号のように規定することにより、現行案別表第1号ト、第2号ホ、第3号ニに含まれる事項の範囲を変更しようとするものではありません。

以上、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【参考】お問い合わせの件について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月8日 14:46

宛先: [REDACTED]

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

先ほど電話でお問い合わせのありました件については、他省庁からも同じ質問を頂いているところ、以下の通りまとめましたので、ご参考まで送付させていただきます。

ご質問の「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言（現行案別表第2号ホにおける「その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」についても同じ。）については、平成24年12月14日の法制局における協議において、当方から、自衛隊法別表第4第7号の「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する暗号をいう（防衛秘密制度の解説9頁防衛庁防衛局調査課）ところ、例えば、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号については、自衛隊が用いるものである「防衛の用に供する暗号」に該当しないため、このような暗号も特別秘密の対象となるよう、本法の現行案で追加的に規定している旨説明しました。これに対して、法制局参事官から、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号であっても、当該画像情報が防衛省に伝達される以上、「防衛の用に供する暗号」に当たるのではないかと指摘があったため、当方において「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を規定する必要性を再度検討してきました。

この結果、本法では、自衛隊法第96条の2第1項の「自衛隊についての」との文言がなく、全ての行政機関についての別表に掲げられる事項が特別秘密として指定される対象となることを踏まえれば、情報収集衛星システムにおいて画像情報等の情報を防衛省、外務省、警察庁等に対して内閣官房等他省庁から伝達するために使用される暗号も防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持のために使用される暗号、すなわちこれらの「用に供する暗号」（修正案別表第8号）に含まれるものと考えられるのではないかと考えに至りました。

このため、送付しました資料「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」の修正案別表第8号からは現行案の「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を削除したものです。なお、修正案第8号のように規定することにより、現行案別表第1号ト、第2号ホ、第3号ニに含まれる事項の範囲を変更しようとするものではありません。

以上、よろしくお願いたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

お問い合わせの件について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月8日 14:44

宛先: [REDACTED]

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

ご質問の「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言（現行案別表第2号ホにおける「その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」についても同じ。）については、平成24年12月14日の法制局における協議において、当方から、自衛隊法別表第4第7号の「防衛の用に供する暗号」は、自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する暗号をいう（防衛秘密制度の解説9頁防衛庁防衛局調査課）ところ、例えば、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号については、自衛隊が用いるものである「防衛の用に供する暗号」に該当しないため、このような暗号も特別秘密の対象となるよう、本法の現行案で追加的に規定している旨説明しました。これに対して、法制局参事官から、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号であっても、当該画像情報が防衛省に伝達される以上、「防衛の用に供する暗号」に当たるのではないかと指摘があったため、当方において「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を規定する必要性を再度検討してきました。

この結果、本法では、自衛隊法第96条の2第1項の「自衛隊についての」との文言がなく、全ての行政機関についての別表に掲げられる事項が特別秘密として指定される対象となることを踏まえれば、情報収集衛星システムにおいて画像情報等の情報を防衛省、外務省、警察庁等に対して内閣官房等他省庁から伝達するために使用される暗号も防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持のために使用される暗号、すなわちこれらの「用に供する暗号」（修正案別表第8号）に含まれるものと考えられるのではないかと考えに至りました。

このため、送付しました資料「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」の修正案別表第8号からは現行案の「その他口（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言を削除したものです。なお、修正案第8号のように規定することにより、現行案別表第1号ト、第2号ホ、第3号ニに含まれる事項の範囲を変更しようとするものではありません。

以上、よろしくお願いたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

RE:【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

送信日時: 2013年1月9日 11:01
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 内調職員253(内閣情報調査室)
添付ファイル:【防衛省】新法に係る質問等250109.docx (20 KB)

内調 様
(CC: 様)

お世話になります。
大変遅くなりましたが、1月7日にいただきました資料につきまして、添付のとおり、意見等を提出させていただきます。
なお、添付の資料は、まだ省内の決裁を終えておりませんので、後刻、追加を出させていただきますことなるかもしれませんが、その際はご容赦願います。
よろしく願いいたします。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111
内線) 様

-----Original Message-----

From: 様 [mailto:]
Sent: Monday, January 07, 2013 6:48 PM
To: 様
Subject: 【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議(12月27日)を受けて、当室内で作成した資料を送付します(ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について(案)」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。)

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日(水曜日)午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)
(直通)

Fax 03-3592-2307

平成25年1月9日
防衛省調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

秘密保全新法に関する質問等の提出について

標記について、平成25年1月7日に照会があった資料について、以下のとおり、意見等を提出します。

よろしくお取り計らい願います。

- 1 「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」について
(1) これまで、本省としては、新法の旧別表第一号「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことから、内閣官房を含め防衛大臣以外の行政機関の長が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、当該協議を行っていただくことについては、極一部の例外を除き、内閣法制局を含め、関係省庁間においても理解が得られていたものと承知しています。
今回いただいた修正案(第3条第1項と別表)において、上記の関係省庁間において理解が得られていた協議が具体的にどのような手続きによって行われることになるのか、ご教示いただきたい。
- (2) 内閣法制局からの指摘を踏まえ、修正案のとおり、条文及び別表が修正されることになったとしても、これまで何度も意見を提出してきたとおり、「その漏えいが防衛に著しく支障を与えるおそれがある」かどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものと考えことから、防衛大臣以外の行政機関の長が当該判断を行うに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくことが確保されるよう、政令等において、その旨を規定していただきたい。
- (3) 修正案の第三条及び別表第三号ロにおいて「防衛その他の我が国の安全保障等」と、「防衛」が「その他の我が国の安全保障等」に包含された書き振りとされていますが、「防衛」に関する事項の「特別秘密」への指定に当たり、防衛大臣以外の行政機関の長に防衛省への協議を行っていただく際に、当該協議を円滑かつ確実に行っていただくため、同表の第八号のように「防衛」と「外交」と書き分けていただきたい。

2 「特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図」について

新法第3条第1項において「特別秘密」とは、「特別防衛秘密」を除いたものとされていますが、資料中、「特別防衛秘密」の枠が「特別秘密」の二重枠に含まれている理由をご教示いただきたい。

(このことは、「防衛秘密」の枠の中に「特別防衛秘密」が含まれていることについても、同様です。)

3 「本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含まない理由について」について

MDA協定及び同協定附属書に基づく義務を履行するための立法については、昭和20年代末に関係省庁間で十分に検討が行われ、最終的には立法院での慎重な審議も経た上で現行のMDA秘密保護法が制定され、以後、同法に基づく実際の運用を関係省庁において長きにわたり積み重ね、情報保全面における米国との信頼関係を維持してきているところであります。かかる経緯を踏まえれば、当方としては、MDA協定及び同協定附属書の義務を履行するための我が国の主体的な政策判断として、現行のMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準を確保することが必要と考えています。

MDA秘密保護法と新法の処罰規定を比較した場合、少なくとも法文上、MDA秘密保護法の処罰規定のうち、探知収集罪（同法第3条第1項第1号）及び単純漏えい罪（同法第3条第2項）等について、処罰の範囲が狭まっており、当方としては、新法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは断言できません。

以上を踏まえ、論点ペーパーにおいては、仮に新法にMDA秘密保護法を取り込んだ場合、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性がある旨を記述していただきたい。

秘密保全法制(法務省刑事局意見)

松居 新

送信日時: 2013年1月9日 12:20

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室)

添付ファイル: 130108 秘密保全法制・意見照会に対する意見(法~1.jtd (22 KB))

内閣情報調査室 様

お世話になっております。
法務省刑事局の意見を別添データのとおり送付いたします。
よろしく申し上げます。

法務省 松居

.....
法務省刑事局公安課

局付 松居 新

TEL : (部屋直通)

: 03-3580-4111 (代表) 内線

FAX :
.....

《結論》

当初案どおりとすべきであり、修正案に対しては、到底承服できない。

《理由》

当初案（局長了）では、「特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する職員」については、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について（適性評価よりも簡易の措置である）確認措置を講じることにより、本法上の適性評価を行うことなく、当該事案の捜査活動等に従事することができ、いわば、入り口の段階で、本法の例外的取扱いとされていることに意義があったものである。

すなわち、そもそも捜査機関等の職員においては、直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする公務員とは異なり、これらの特別秘密を漏示するインセンティブが相対的に低いという必要性の問題に加え、捜査等の迅速性・機動性が要求される場面で、捜査機関の職員が、これらの直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする職員同様の適性評価を行わなければならないとした場合には、所要の行政目的を達することができなくなることから、最低限度、原案どおりの合理的区別が図られることが必要であると考えられるのである。

内調修正案では、法文上は、捜査機関等の間接的・偶発的に特別秘密に接する行政機関の職員と、直接的に特別秘密を取り扱うことを業務を所管する行政機関との職員との間で適性評価の要否につき区別しないものの、修正案7条2項及び5項により、公私の団体への照会等は必要に応じて行うこととされていることにより、このような捜査機関等については、運用上、確認措置と同様の手続で足りるとの見解を示しているところである。

しかしながら、特別秘密漏洩罪の捜査のみならず、特別秘密漏洩罪以外の捜査の過程で、例えば、搜索・差押えの過程で偶発的に特別秘密に接するような場合であっても、前記のようなガイドラインによる運用により確認措置と同様の手続を担保できるとする行政解釈が、仮に、司法判断の場に持ち込まれた場合に維持される保障はないところであるし、また、修正案の法文上は、直接的・本来的に特別秘密を取り扱う職員と捜査機関等のように間接的・偶発的に特別秘密に接する行政職員との間で適性評価の必要性は変わらないように規定されている以上、修正案において、後者についてのみ運用レベルで簡易な確認措置で、適性評価を行ったとすることを許容し、このような措置が適性評価と同様の効果を有するとの解釈については強い疑問があり、今回の内調修正案については、到底承服することはできない。

質問への回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月9日 15:10

宛先:

添付ファイル: 130109 新法に係る防衛省質問等に対する回答.docx (22 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省防衛政策局調査課 担当者 殿

事務連絡
平成25年1月9日
内閣情報調査室

「秘密保全新法に関する質問等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの1月9日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」について
(1) これまで、当省としては、新法の旧別表第一号「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことから、内閣官房を含め防衛大臣以外の行政機関の長が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、当該協議を行っていただくことについては、極一部の例外を除き、内閣法制局を含め、関係省庁間においても理解が得られていたものと承知しています。
今回いただいた修正案（第3条第1項と別表）において、上記の関係省庁間において理解が得られていた協議が具体的にどのような手続きによって行われることになるのか、ご教示いただきたい。
- (2) 内閣法制局からの指摘を踏まえ、修正案のとおり、条文及び別表が修正されることになったとしても、これまで何度も意見を提出してきたとおり、「その漏えいが防衛に著しく支障を与えるおそれがある」かどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものと考えことから、防衛大臣以外の行政機関の長が当該判断を行うに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくことが確保されるよう、政令等において、その旨を規定していただきたい。
- (3) 修正案の第三条及び別表第三号ロにおいて「防衛その他の我が国の安全保障等」と、「防衛」が「その他の我が国の安全保障等」に包含された書き振りとされていますが、「防衛」に関する事項の「特別秘密」への指定に当たり、防衛大臣以外の行政機関の長に防衛省への協議を行っていただく際に、当該協議を円滑かつ確実に

行っていただくため、同表の第八号のように「防衛」と「外交」と書き分けていただきたい。

(回答)

(1) から (3) のご質問及びご意見に関しては、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」の修正案に対する各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き協議して参ります。

2 「特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図」について

新法第3条第1項において「特別秘密」とは、「特別防衛秘密」を除いたものとされていますが、資料中、「特別防衛秘密」の枠が「特別秘密」の二重枠に含まれている理由をご教示いただきたい。

(このことは、「防衛秘密」の枠の中に「特別防衛秘密」が含まれていることについても、同様です。)

(回答)

御指摘の図については、特別防衛秘密が、特別秘密の保護に関する法律(以下「本法」という。)及び自衛隊法において特別秘密及び防衛秘密から除かれているということを前提とした上で、特別秘密、防衛秘密及び特別防衛秘密に規定されている事項と秘密の要件としての特段の秘匿の必要性についてわかりやすく比較できるようにするため、御指摘のような形で図示したものです。

3 「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含まない理由について」について

MDA協定及び同協定附属書に基づく義務を履行するための立法については、昭和20年代末に関係省庁間で十分に検討が行われ、最終的には立法府での慎重な審議も経た上で現行のMDA秘密保護法が制定され、以後、同法に基づく実際の運用に関係省庁において長きにわたり積み重ね、情報保全面における米国との信頼関係を維持してきているところであります。かかる経緯を踏まえれば、当方としては、MDA協定及び同協定附属書の義務を履行するための我が国の主体的な政策判断として、現行のMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準を確保することが必要と考えています。

MDA秘密保護法と新法の処罰規定を比較した場合、少なくとも法文上、MDA秘密保護法の処罰規定のうち、探知収集罪(同法第3条第1項第1号)及び単純漏えい罪(同法第3条第2項)等について、処罰の範囲が狭まっており、当方としては、新法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは断言できません。

ん。

以上を踏まえ、論点ペーパーにおいては、仮に新法にMDA秘密保護法を取り込んだ場合、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性がある旨を記述していただきたい。

(回答)

当方としては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA秘密保護法」という。）が、日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bの義務を履行するための役割を果たしているという点について否定するものではありません。しかしながら、当方としては、御指摘の本法の罰則とMDA秘密保護法の罰則との処罰範囲の差異は必ずしも大きなものであるとは認識しておらず、また、MDA秘密保護法の制定時には、同法の内容や規定自体については日米両国政府でなんらかの立法措置をとることが合意されたものの、いかなる内容のものとするかは、わが国の自主的な決定に委ねられた（法制局参事官 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」（近代警察社）14頁）と承知しているところ、仮に本法の対象にMDA秘密保護法の特別防衛秘密を含めた場合、罰則の観点から日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bに基づくわが国の義務の履行が確保できなくなる可能性があると言説力をもって説明できる根拠を有していません。

したがって、「本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について」は、原案維持とさせていただきます。

RE: 質問への回答について

[Redacted]

送信日時: 2013年1月9日 19:55
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: 内調職員253(内閣情報調査室) [Redacted]

添付ファイル: [防衛省]新法に係る再意見250109.docx (22 KB)

内調 [Redacted] 様
(CC: [Redacted] 様)

お世話になります。
早速のご回答、ありがとうございました。
つきましては、いただきました回答への再意見を提出させていただきますので、ご検討のほど、よろしくお
願い申し上げます。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

[Redacted]
代表) 03-3268-3111
内線) [Redacted]

-----Original Message-----

From: [Redacted] [mailto:[Redacted]]
Sent: Wednesday, January 09, 2013 3:11 PM
To: [Redacted]
Subject: 質問への回答について

防衛省 防衛政策局調査課 [Redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

平成25年1月9日
防衛省調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

秘密保全新法に関する意見の提出について

標記について、1月9日付け貴室からの回答に対し、下記のとおり意見しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」について
 - (1) これまで、当省としては、新法の旧別表第一号「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことから、内閣官房を含め防衛大臣以外の行政機関の長が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、当該協議を行っていただくことについては、極一部の例外を除き、内閣法制局を含め、関係省庁間においても理解が得られていたものと承知しています。

今回いただいた修正案（第3条第1項と別表）において、上記の関係省庁間において理解が得られていた協議が具体的にどのような手続きによって行われることになるのか、ご教示いただきたい。
 - (2) 内閣法制局からの指摘を踏まえ、修正案のとおり、条文及び別表が修正されることになったとしても、これまで何度も意見を提出してきたとおり、「その漏えいが防衛に著しく支障を与えるおそれがある」かどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものと考えことから、防衛大臣以外の行政機関の長が当該判断を行うに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくことが確保されるよう、政令等において、その旨を規定していただきたい。
 - (3) 修正案の第三条及び別表第三号口において「防衛その他の我が国の安全保障等」と、「防衛」が「その他の我が国の安全保障等」に包含された書き振りとされていますが、「防衛」に関する事項の「特別秘密」への指定に当たり、防衛大臣以外の行政機関の長に防衛省への協議を行っていただく際に、当該協議を円滑かつ確実に行っていただくため、同表の第八号のように「防衛」と「外交」と書き分けていた

だきたい。

(回答)

(1) から (3) のご質問及びご意見に関しては、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」の修正案に対する各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き協議して参ります。

(再意見)

前広に、必ず協議を行っていただきますよう、お願いします。

2 「特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図」について

新法第3条第1項において「特別秘密」とは、「特別防衛秘密」を除いたものとされていますが、資料中、「特別防衛秘密」の枠が「特別秘密」の二重枠に含まれている理由をご教示いただきたい。

(このことは、「防衛秘密」の枠の中に「特別防衛秘密」が含まれていることについても、同様です。)

(回答)

御指摘の図については、特別防衛秘密が、特別秘密の保護に関する法律(以下「本法」という。)及び自衛隊法において特別秘密及び防衛秘密から除かれているということを前提とした上で、特別秘密、防衛秘密及び特別防衛秘密に規定されている事項と秘密の要件としての特段の秘匿の必要性についてわかりやすく比較できるようにするため、御指摘のような形で図示したものです。

(意見)

ご回答の趣旨を踏まえ、「特別防衛秘密」を「特別秘密」の二重枠外とすることで、それぞれの秘密のすみ分けがよりの確になると考えます。また、別表の検討に際し、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共安全と秩序の維持に関する事項」の区分けは無くす方向と承知しておりますので、「特別秘密」の二重枠中のそれぞれの表記は削除する必要があると考えます。

3 「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含まない理由について」について

MDA協定及び同協定附属書に基づく義務を履行するための立法については、昭和20年代末に関係省庁間で十分に検討が行われ、最終的には立法府での慎重な審議も経た上で現行のMDA秘密保護法が制定され、以後、同法に基づく実際の運用を関係省庁において長きにわたり積み重ね、情報保全面における米国との信頼関係を維持してきているところであります。かかる経緯を踏まえれば、当方としては、MDA協定及び同協定附属書の義務を履行するための我が国の主体的な政策判断として、現行のMDA秘

密保護法と同程度の秘密保護の水準を確保することが必要と考えています。

MDA 秘密保護法と新法の処罰規定を比較した場合、少なくとも法文上、MDA 秘密保護法の処罰規定のうち、探知収集罪(同法第3条第1項第1号)及び単純漏えい罪(同法第3条第2項)等について、処罰の範囲が狭まっており、当方としては、新法において MDA 秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは断言できません。

以上を踏まえ、論点ペーパーにおいては、仮に新法に MDA 秘密保護法を取り込んだ場合、処罰規定の面でも MDA 協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性がある旨を記述していただきたい。

(回答)

当方としては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(以下「MDA 秘密保護法」という。)が、日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bの義務を履行するための役割を果たしているという点について否定するものではありません。しかしながら、当方としては、御指摘の本法の罰則と MDA 秘密保護法の罰則との処罰範囲の差異は必ずしも大きなものであるとは認識しておらず、また、MDA 秘密保護法の制定時には、同法の内容や規定自体については日米両国政府でなんらかの立法措置をとることが合意されたものの、いかなる内容のものとするかは、わが国の自主的な決定に委ねられた(法制局参事官 町田充「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」(近代警察社)14頁)と承知しているところ、仮に本法の対象に MDA 秘密保護法の特別防衛秘密を含めた場合、罰則の観点から日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bに基づくわが国の義務の履行が確保できなくなる可能性があると言説力をもって説明できる根拠を有していません。

したがって、「本法の対象に特別防衛秘密(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)を含めない理由について」は、原案維持とさせていただきます。

(再意見)

本件については、原案にて内閣法制局に御説明されるのであれば、貴室のペーパーとしてご説明をお願いします。

なお、当省としては、MDA 秘密保護法の立法及びその後の運用の経緯に鑑みれば、特別防衛秘密については、罰則規定も含めて現行の秘密保護の水準を維持することが、情報保全に係る米国との信頼関係を維持し、今後とも日米間の防衛装備・技術面での協力を円滑に推進していく上で必要不可欠であると考えています。

【回答】【連絡】内閣法制局への持込み予定資料について

送信日時: 2013年1月9日 17:47
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 質問(警察庁→内調).jtd (28 KB)

内閣情報調査室 様

大変お世話になっております。警察庁の 様と申します。
標記の件につきましては、別添のとおり質問を送付させていただきます。
回答が大幅に遅れ、大変申し訳ありません。何卒よろしくお願いいたします。

警察庁 様

-----作成者: < > -----
宛先: < >, < >
送信元: < >
日付: 2013/01/07 06:44PM
件名: 【連絡】 内閣法制局への持込み予定資料について

警察庁警備局警備企画課 小林様、 様

いつも大変お世話になっております。

法制局との協議（12月27日）を受けて、当室内で作成した資料を送付します（ただし、「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」、「本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）」は12月14日の法制局との協議を受けたものです。）。

恐縮ですが、法制局への持ち込みを1月9日午後に予定しているため、1月9日（水曜日）午前11時までに
ご意見あれば、当方までご連絡ください。

なお、省内の決裁等が済んでいない場合も、ご意見があれば、11時までにその時点でのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

[添付ファイル "警察庁.zip"は 様/警察庁 によって削除されました]

秘密保全法制に関する意見照会について（質問）

みだしの件につきましては、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 修正後の第6条第1項中「当該行政機関において」特別秘密を取り扱うことができるとあるが、この規定については、
 - (1) 警察庁の職員が、都道府県警察による犯罪捜査の指導等を行う過程で、都道府県警察が押収した特別秘密を閲覧するなどすることが可能であると解してよろしいか。
 - (2) 修正後の同条第3項の規定により修正後の同条第1項の規定が準用される都道府県警察の職員が、犯罪捜査の過程で、当該都道府県警察とは異なる行政機関の長が指定した特別秘密を押収したり、押収現場において特別秘密を証拠物として精査したりすることが可能であると解してよろしいか。

【質問の趣旨】

修正後の第6条第3項の規定により、修正後の第6条第1項及び第2項第1号が準用されることとされているが、この準用規定の限りで、都道府県警察は当該都道府県警察とは異なる行政機関の長が指定した特別秘密を押収したり、押収現場において特別秘密を証拠物として精査したりすることが可能となるのか。修正前の第6条第2項第3号及び第4号が特別秘密を指定する行政機関とは異なる行政機関による当該特別秘密の取扱いに関して規定していることに照らせば、修正後の同条第3項についてもそうした規定と同様の規定ぶりとする必要があるのではないか（同条第2項第3号を削除したことに伴い、単なる準用規定では足りなくなっているのではないか。）。

- 2 犯罪捜査の過程で従前から特別秘密を押収する必要性を認識していた場合と異なり、捜索・差押えの現場で偶発的に特別秘密に接する場合や押収した証拠品の精査の過程で偶発的に特別秘密に接する場合が考えられることから、その備えとして修正前の第6条第2項第3号が法律上規定されていたが、同号が削除されることとなれば、そうした偶発的な場面において、都道府県警察又は警察庁はどのような措置を講ずれば良いのか。

犯罪捜査に一定の時間的な制約があること（例：被疑者の勾留期間）に照らし、捜索・差押えの現場で偶発的に特別秘密に接する場合や押収した証拠品の精査の過程で偶発的に特別秘密に接する場合には、例えば、その現場やその過程で直ちに適性評価を実施することにより、そうした捜索・差押えや証拠品の精査といった犯罪捜査に支障を及ぼさないようにすることが可能であると解してよろしいか。

- 3 貴室作成に係る検討ペーパー「犯罪の捜査等に従事する者と仮の適性評価の取扱いについて（案）」によれば、「当初案で検討していた…（中略）…仮の適性評価と同様の措置を講じることができることとする。」とあるが、今後示される「ガイドライン等」は、修正前の第八条に定められていた内容を貴室が定めるものであり、各行政機関の長等が、同ガイドライン等を基に関係規定を整備するものと解してよろしいか。
- 4 修正前の別表案において「三 ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」とあったところ、修正後の別表案において「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」を削除した理由を教示されたい。
- 5 修正前の別表案において「三 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とあったところ、修正後の別表案において「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を削除した理由を教示されたい。

以 上

質問への回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 15:30

宛先:

添付ファイル: 130110 防衛省に対する再回答.jtd (35 KB); 本法の対象に特防秘を含めない理由について.jtd (36 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願い致します。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省防衛政策局調査課 担当者 殿

事務連絡
平成25年1月10日
内閣情報調査室

「秘密保全新法に関する再質問等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの1月9日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」について
 - (1) これまで、当省としては、新法の旧別表第一号「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことから、内閣官房を含め防衛大臣以外の行政機関の長が「防衛に関する事項」を特別秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくよう意見を提出してきたところ、当該協議を行っていただくことについては、極一部の例外を除き、内閣法制局を含め、関係省庁間においても理解が得られていたものと承知しています。

今回いただいた修正案（第3条第1項と別表）において、上記の関係省庁間において理解が得られていた協議が具体的にどのような手続きによって行われることになるのか、ご教示いただきたい。
 - (2) 内閣法制局からの指摘を踏まえ、修正案のとおり、条文及び別表が修正されることになったとしても、これまで何度も意見を提出してきたとおり、「その漏えいが防衛に著しく支障を与えるおそれがある」かどうかの判断は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものと考えことから、防衛大臣以外の行政機関の長が当該判断を行うに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくことが確保されるよう、政令等において、その旨を規定していただきたい。
 - (3) 修正案の第三条及び別表第三号口において「防衛その他の我が国の安全保障等」と、「防衛」が「その他の我が国の安全保障等」に包含された書き振りとされていますが、「防衛」に関する事項の「特別秘密」への指定に当たり、防衛大臣以外の行政機関の長に防衛省への協議を行っていただく際に、当該協議を円滑かつ確実に

行っていただくため、同表の第八号のように「防衛」と「外交」と書き分けていただきたい。

(回答)

(1) から (3) のご質問及びご意見に関しては、「特別秘密の保護に関する法律第 3 条第 1 項及び別表の現行案と修正案」の修正案に対する各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き協議して参ります。

(再意見)

前広に、必ず協議を行っていただきますよう、お願いします。

2 「特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図」について

新法第 3 条第 1 項において「特別秘密」とは、「特別防衛秘密」を除いたものとされていますが、資料中、「特別防衛秘密」の枠が「特別秘密」の二重枠に含まれている理由をご教示いただきたい。

(このことは、「防衛秘密」の枠の中に「特別防衛秘密」が含まれていることについても、同様です。)

(回答)

御指摘の図については、特別防衛秘密が、特別秘密の保護に関する法律(以下「本法」という。)及び自衛隊法において特別秘密及び防衛秘密から除かれているということを前提とした上で、特別秘密、防衛秘密及び特別防衛秘密に規定されている事項と秘密の要件としての特段の秘匿の必要性についてわかりやすく比較できるようにするため、御指摘のような形で図示したものです。

(意見)

ご回答の趣旨を踏まえ、「特別防衛秘密」を「特別秘密」の二重枠外とすることで、それぞれの秘密のすみ分けがよりの確になると考えます。また、別表の検討に際し、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共安全と秩序の維持に関する事項」の区分けは無くす方向と承知しておりますので、「特別秘密」の二重枠中のそれぞれの表記は削除する必要があると考えます。

(再回答)

内閣法制局からは、特別秘密、防衛秘密及び特別防衛秘密で秘密となる事項の相関関係を図にしたもの(重なっている部分等が分かるもの)を求められているところ(平成 24 年 12 月 5 日付け内閣法制局との検討メモ)、ご指摘の記述の方法では、事項において重なっている部分が分かる図とはならないため、原案のとおりとしたい。

なお、現時点で別表については確たる修正の方向性が定まっているわけではないので、「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共安全と秩序の維持

に関する事項」の区分けについても原案のとおりとしたい。

- 3 「本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について」について

MDA協定及び同協定附属書に基づく義務を履行するための立法については、昭和20年代末に関係省庁間で十分に検討が行われ、最終的には立法府での慎重な審議も経た上で現行のMDA秘密保護法が制定され、以後、同法に基づく実際の運用に関係省庁において長きにわたり積み重ね、情報保全面における米国との信頼関係を維持してきたところであり、かかる経緯を踏まえれば、当方としては、MDA協定及び同協定附属書の義務を履行するための我が国の主体的な政策判断として、現行のMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準を確保することが必要と考えています。

MDA秘密保護法と新法の処罰規定を比較した場合、少なくとも法文上、MDA秘密保護法の処罰規定のうち、探知収集罪（同法第3条第1項第1号）及び単純漏えい罪（同法第3条第2項）等について、処罰の範囲が狭まっており、当方としては、新法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは断言できません。

以上を踏まえ、論点ペーパーにおいては、仮に新法にMDA秘密保護法を取り込んだ場合、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性がある旨を記述していただきたい。

(回答)

当方としては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（以下「MDA秘密保護法」という。）が、日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bの義務を履行するための役割を果たしているという点について否定するものではありません。しかしながら、当方としては、御指摘の本法の罰則とMDA秘密保護法の罰則との処罰範囲の差異は必ずしも大きなものであるとは認識しておらず、また、MDA秘密保護法の制定時には、同法の内容や規定自体については日米両国政府でなんらかの立法措置をとることが合意されたものの、いかなる内容のものとするかは、わが国の自主的な決定に委ねられた（法制局参事官 町田充「一日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—防衛秘密保護法解説」（近代警察社）14頁）と承知しているところ、仮に本法の対象にMDA秘密保護法の特別防衛秘密を含めた場合、罰則の観点から日米相互防衛援助協定及び同協定附属書Bに基づくわが国の義務の履行が確保できなくなる可能性があると言及し、説得力をもって説明できる根拠を有していません。

したがって、「本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について」は、原案維持とさせていただきます。

(再意見)

本件については、原案にて内閣法制局に御説明されるのであれば、貴室のペーパ

一としてご説明をお願いします。

なお、当省としては、MDA秘密保護法の立法及びその後の運用の経緯に鑑みれば、特別防衛秘密については、罰則規定も含めて現行の秘密保護の水準を維持することが、情報保全に係る米国との信頼関係を維持し、今後とも日米間の防衛装備・技術面での協力を円滑に推進していく上で必要不可欠であると考えています。

(再回答)

別添のとおり記述を追加したい。

本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。

ところで、同法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に係る同法第1条第3項第1号に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件（以下「事項等」という。）並びに装備品等に関する情報に係る同項第2号に掲げる事項等であって、公になっていないものとされ（MDA秘密保護法第1条第2項、第3項）、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。

一方で、本法における特別秘密は行政機関の長が指定を行うこととし、指定に当たっては、一定の事項であって、公になっていないもので、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものという特段の秘匿の必要性を要するところ、特別防衛秘密は、MDA秘密保護法上、この特段の秘匿の必要性が要件とはされていない。

このため、仮に、MDA秘密保護法を本法の対象に含めることとした場合、MDA秘密保護法上は特別防衛秘密に該当していたものが、本法の特別秘密には該当しないという事態が発生することも否定できず、日米相互防衛援助協定等における義務が履行できなくなることおそれがある。

このように特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた事項について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特別秘密とは性格を異にしている。仮に、このような特別防衛秘密を本法の対象に含めることとした場合、指定の要件等についてMDA秘密保護法と同等の措置を講じることが必要となるが、このような方法をとるよりも、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA秘密保護法によることとすることが適当であると考えられる。また、本法では、特別秘密の漏えい行為の処罰対象を特別秘密を取り扱うことを業務とする者と業務により特別秘密を知得した行政機関及び都道府県警察の職員に限っている

のに対し、MDA秘密保護法では、特別防衛秘密の処罰対象を限定していない等の差異があり、本法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは言い難く、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性もある。

したがって、本法においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密として指定する事項から除くこととしているものである。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号) (抄)

(定義)

第一条 (略)

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第百四十九号)

(抄)

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分し

なければならない。

- 2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

○昭和二十九年条約第六号(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書)(抄)

第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

質問に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 15:32

宛先:

添付ファイル: 130110 警察庁に対する回答.jtd (32 KB)

警察庁警備局警備企画課 様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

警察庁からの質問（平成25年1月9日付け）に対する回答

標記について、貴省からの1月9日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 1について

- 1 修正後の第6条第1項中「当該行政機関において」特別秘密を取り扱うことができるがあるが、この規定については、
 - (1) 警察庁の職員が、都道府県警察による犯罪捜査の指導等を行う過程で、都道府県警察が押収した特別秘密を閲覧するなどすることが可能であると解してよろしいか。
 - (2) 修正後の同条第3項の規定により修正後の同条第1項の規定が準用される都道府県警察の職員が、犯罪捜査の過程で、当該都道府県警察とは異なる行政機関の長が指定した特別秘密を押収したり、押収現場において特別秘密を証拠物として精査したりすることが可能であると解してよろしいか。

【質問の趣旨】

修正後の第6条第3項の規定により、修正後の第6条第1項及び第2項第1号が準用されることとされているが、この準用規定の限りで、都道府県警察は当該都道府県警察とは異なる行政機関の長が指定した特別秘密を押収したり、押収現場において特別秘密を証拠物として精査したりすることが可能となるのか。修正前の第6条第2項第3号及び第4号が特別秘密を指定する行政機関とは異なる行政機関による当該特別秘密の取扱いに関して規定していることに照らせば、修正後の同条第3項についてもそうした規定と同様の規定ぶりとする必要があるのではないか（同条第2項第3号を削除したことに伴い、単なる準用規定では足りなくなっているのではないか。）。

(回答)

修正後の第6条第1項及び修正後の同条第3項の規定により準用される修正後の同条第1項の規定により、警察庁の職員が、都道府県警察が押収した特別秘密を閲覧するなどすること及び都道府県警察の職員が当該都道府県警察とは異なる行政機関の長が指定した特別秘密を押収等することは可能ではないと解されることから、御指摘を踏まえ、修正後の第6条第1項について、「当該行政機関において」を削除し、「行政機関の職員であって、次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの（当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。）は、特別秘密を取り扱うことができる。」に修文する。

2 2について

- 2 犯罪捜査の過程で従前から特別秘密を押収する必要性を認識していた場合と異なり、捜索・差押えの現場で偶発的に特別秘密に接する場合や押収した証拠品の精査の過程で偶発

的に特別秘密に接する場合が考えられることから、その備えとして修正前の第6条第2項第3号が法律上規定されていたが、同号が削除されることとなれば、そうした偶発的な場面において、都道府県警察又は警察庁はどのような措置を講ずれば良いのか。

犯罪捜査に一定の時間的な制約があること（例：被疑者の勾留期間）に照らし、捜索・差押えの現場で偶発的に特別秘密に接する場合や押収した証拠品の精査の過程で偶発的に特別秘密に接する場合には、例えば、その現場やその過程で直ちに適性評価を実施することにより、そうした捜索・差押えや証拠品の精査といった犯罪捜査に支障を及ぼさないようにすることが可能であると解してよろしいか。

(回答)

犯罪捜査等で偶発的に特別秘密を取り扱う場合、対象となる職員に特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問し、疑義が生じた場合は必要な確認を行うことにより、適性評価を実施することとなる。こうした方法で適性評価を実施することにより、迅速な捜査の遂行は担保することが可能であると考えられる。

なお、捜索・差押えの現場が行政機関であれば、刑事訴訟法第103条の規定により当該行政機関は特別秘密の提出を拒否することができるため、捜査機関と当該行政機関との間で所要の協議がなされることが考えられることから、直ちに特別秘密に係る文書等を差し押さえることとはならないと考えられること、現場が民間事業者であれば、文書等が真に特別秘密に係るものなのかは現場では判断できないため、いったん当該文書等を差し押さえた上で当該文書を特別秘密に指定した行政機関等に照会し、確認することとなるが、それまでの間は特別秘密の取扱いには当たらないと考えられることから、捜索・差押えの現場で適性評価を終了させることが求められる場面は具体的に想定することはできないと考えている。

3 3について

3 貴室作成に係る検討ペーパー「犯罪の捜査等に従事する者と仮の適性評価の取扱いについて（案）」によれば、「当初案で検討していた…（中略）…仮の適性評価と同様の措置を講じることができることとする。」とあるが、今後示される「ガイドライン等」は、修正前の第八条に定められていた内容を貴室が定めるものであり、各行政機関の長等が、同ガイドライン等を基に関係規定を整備するものと解してよろしいか。

(回答)

貴見のとおり。

4 4について

4 修正前の別表案において「三 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」とあったところ、修正後の別表案において「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」を削除した理由を教示されたい。

(回答)

修正案において、修正前の別表のように第1号、第2号及び第3号に分けずにイロハ…の各号を全て重複のないよう列挙することとした場合、特定有害活動に関して収集した情報には、公共の安全と秩序の維持に関し収集したものに限られず、防衛その他の我が国の安全保障等に関し収集したものも含めることとすることが適当であるこ

とから「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」を削除している。なお、修正前の別表においては、「収集した」重要な情報であることを明らかにするために「公共の安全と秩序の維持に関し収集した」と規定していたが、特定有害活動に関して収集した情報は、「防衛に関し収集した（中略）重要な情報」（修正前の別表第1号ロ）にも、「外交に関し収集した（中略）重要な情報」（修正前の別表第2号ハ）にも含まれているところであり、本修正は、平成24年12月14日の法制局における協議での法制局参事官からの指摘を受け、別表に規定する事項に重複がないよう整理を行ったものによらず、別表の内容に変更はない。

5 5について

5 修正前の別表案において「三 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とあったところ、修正後の別表案において「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を削除した理由を教示されたい。

(回答)

ご指摘の「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言（修正前の別表第1号トにおける当該文言及び第2号ホにおける「その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」についても同じ。）については、平成24年12月14日の法制局における協議での法制局参事官からの指摘を受け、当方で検討した結果、本法では、自衛隊法第96条の2第1項の「自衛隊についての」との文言がなく、全ての行政機関についての別表に掲げられる事項が特別秘密として指定される対象となることを踏まえれば、情報収集衛星システムにおいて画像情報等の情報を防衛省、外務省、警察庁等に対して内閣官房等他省庁から伝達するために使用される暗号も防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持のために使用される暗号、すなわちこれらの「用に供する暗号」（修正後の別表第8号）に含まれるものと考えられるのではないかとの考えに至ったため、修正後の別表第8号から削除したものである。なお、修正後の別表第8号のように規定することにより、修正前の別表第1号ト、第2号ホ、第3号ニに含まれる事項の範囲を変更しようとするものではない。

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:10

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (725 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、 様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

 (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:12

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (725 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:14

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (725 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:16

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (725 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れがありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:17

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (725 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:18

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (725 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:20

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (725 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:21

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (725 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:25

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 確認措置と仮の評価の取扱いについて.jtd (36 KB); 契約業者に対する不利益取扱い禁止規定.jtd (38 KB); 詳説 労働契約法203.pdf (409 KB); 条文案(第5条~).jtd (190 KB); 相関図修正版.pdf (112 KB); 第3条第1項及び別表の現行案と修正案.pdf (103 KB); 適性評価における調査事項の規定順について.jtd (39 KB); 読替表(法律).jtd (163 KB); 本法の対象に特防秘を含めない.jtd.jtd (36 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (725 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月10日 16:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (725 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成25年1月10日

- 本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）
- 特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図及び罰則の比較表
- 犯罪の捜査等に従事する者と仮の適性評価の取扱いについて（案）（※）
 - ・ 条文案（第5条～第13条）（※）
 - ・ 読替表（※）
- 適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（案）
- 契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性について（案）
 - ・ 詳説労働契約法 抜粋
- 特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案（※）

※は内調内検討済み・他省庁協議未了

平成25年1月 日
内閣情報調査室**本法の対象に特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）を含めない理由について（案）**

日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「日米相互防衛援助協定」という。）第3条第1項に「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」とされ、また、日米相互防衛援助協定の附属書B（以下「附属書B」という。）において「秘密保持の措置においてはアメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」とされていることなどに伴い、講じられた立法措置である。

ところで、同法の保護の対象とされる特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づき、合衆国政府から供与された船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）に係る同法第1条第3項第1号に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件（以下「事項等」という。）並びに装備品等に関する情報に係る同項第2号に掲げる事項等であって、公になっていないものとされ（MDA秘密保護法第1条第2項、第3項）、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保する」（附属書B）ため、その秘密の保護の必要度に応じて、「機密」、「極秘」又は「秘」のいずれかに区分しなければならないとされている（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）第1条）。

一方で、本法における特別秘密は行政機関の長が指定を行うこととし、指定に当たっては、一定の事項であって、公になっていないもので、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものという特段の秘匿の必要性を要するところ、特別防衛秘密は、MDA秘密保護法上、この特段の秘匿の必要性が要件とはされていない。

このため、仮に、MDA秘密保護法を本法の対象に含めることとした場合、MDA秘密保護法上は特別防衛秘密に該当していたものが、本法の特別秘密には該当しないという事態が発生することも否定できず、日米相互防衛援助協定等における義務が履行できなくなるおそれがある。

このように特別防衛秘密は、日米相互防衛援助協定等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密という限られた事項について、本法で規定する秘匿の必要性の観点からは別個の観点で、日米相互防衛援助協定等に基づく必要な措置として保護されるものであって、本法上の特別秘密とは性格を異にしている。仮に、このような特別防衛秘密を本法の対象に含めることとした場合、指定の要件等についてMDA秘密保護法と同等の措置を講じることが必要となるが、このような方法をとるよりも、特別防衛秘密の保護については、引き続き、MDA秘密保護法によることとすることが適当であると考えられる。また、本法では、特別秘密の漏えい行為の処罰対象を特別秘密を取り扱うことを業務とする者と業務により特別秘密を知得した行政機関及び都道府県警察の職員に限っている

のに対し、MDA秘密保護法では、特別防衛秘密の処罰対象を限定していない等の差異があり、本法においてMDA秘密保護法と同程度の秘密保護の水準が確保されているとは言い難く、処罰規定の面でもMDA協定及び同協定附属書に基づく我が国の義務の履行が確保できなくなる可能性もある。

したがって、本法においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項と同様に、MDA秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当する事項を特別秘密として指定する事項から除くこととしているものである。

【参照条文】

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

- 2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。
- 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。
 - 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
 - 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
 - 二 わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者
 - 三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの
- 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
 - 3 前二項の未遂罪は、罰する。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分）

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分し

なければならない。

- 2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。
- 4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

○昭和二十九年条約第六号(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書)(抄)

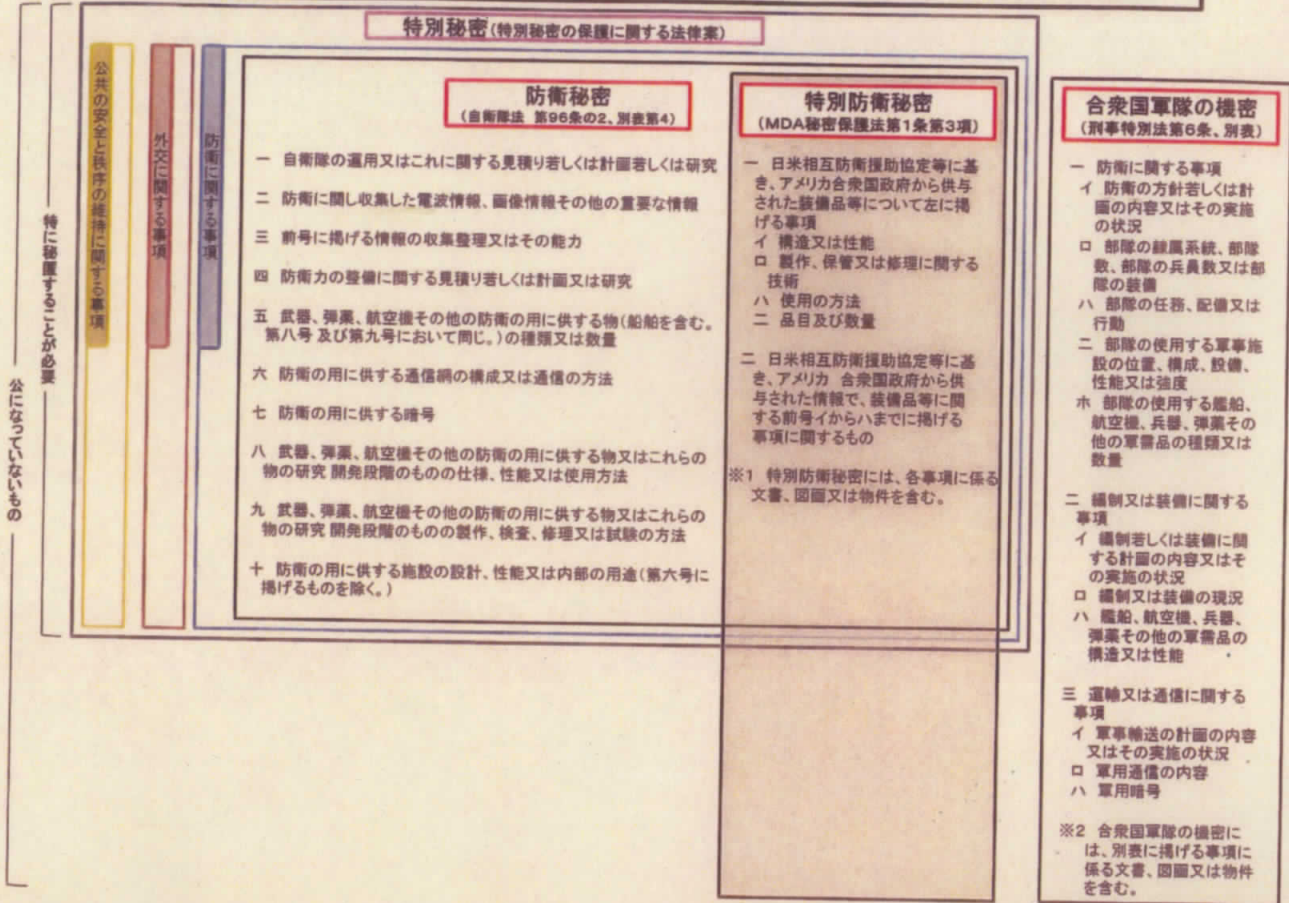
第三条

- 1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基く活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

附属書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての相関図



特別秘密・防衛秘密・特別防衛秘密・合衆国軍隊の機密についての罰則の比較

	特別秘密の保護に関する法律案 (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	MDA秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者・取扱業務者(第17条第1項) 【10年以下の懲役又は情状により10年以下の禁錮及び1,000万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) ○ 業務知得者(第17条第2項) 【5年以下の懲役又は情状により5年以下の禁錮及び500万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第17条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第1項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第122条第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第3条第1項第3号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害する目的(第3条第1項第2号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 上記以外の者(第3条第2項) 【5年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第6条第3項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
過失漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務により特別秘密を取り扱う者・取扱業務者(第17条第4項) 【2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金】 ○ 業務知得者(第17条第5項) 【1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第122条第3項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者(第4条第1項) 【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】 ○ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者(第4条第2項) 【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】 	
取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第18条第1項) 【10年以下の懲役又は情状により10年以下の懲役及び1千万円以下の罰金】 ※ 未遂処罰あり(第18条第2項) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な方法による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第3条第1項第1号) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第3条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項) ○ 不当な方法による探知収集(第6条第1項) 【10年以下の懲役】 ※ 未遂処罰あり(第6条第3項)
届辺的行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動・取扱業務者の漏えい(第19条第1項) 【5年以下の懲役】 ○ 業務知得者の漏えい(第19条第2項) 【3年以下の懲役】 ○ 欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為(第19条第3項) 【5年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共謀、独立教唆、煽動・防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第122条第4項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動・特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の漏えい(第5条第1項、第3項)※ ○ 我が国の安全を害する目的とする漏えい(第5条第1項、第3項)※ ○ 不当な方法による探知収集(第5条第1項、第3項) ○ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第5条第1項、第3項) 【5年以下の懲役】 ○ ※以外の者による漏えい(第5条第2項) 【3年以下の懲役】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陰謀、独立教唆、せん動・通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者(第7条第1項、第2項) ○ 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集(第7条第1項、第2項) ○ 不当な方法による探知収集(第7条第1項、第2項) 【5年以下の懲役】

適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について（案）

1 各調査事項の内容等

(1) 特定有害活動との関係に関する事項

「特定有害活動」とは、国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動をいい、本項目は、評価対象者が特定有害活動を行い、又はこれを行う団体や個人を支援していたことがあるかを調査するものである。

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者に特別秘密を取り扱わせた場合、特別秘密を漏らす蓋然性が高いと評価し得る。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

本項目は、評価対象者が過去に犯罪を犯し、罰せられたことがあるか及び懲戒処分を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、職場の服務規程、文書管理規則その他の規則における情報やシステムの管理に関する部分に違反し、監督上の注意・指導を受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、犯罪や懲戒に至らなくとも、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性は高いと評価し得る。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項（2に掲げるものを除く。）

本項目は、評価対象者が、所持・使用等が禁止されている薬物を濫用したことのみにならず、疾病のために処方された薬物を医師の指示に従わずに服用することがあ

るか、処方されている薬物を服用することにより、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じることがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、眠気・ふらつき等の薬理効果が生じること等があるという事実をもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、薬物の濫用及び影響の背景・理由、疾病の治療の見通し等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(5) 精神疾患に関する事項

本項目では、精神に係る事由を原因として、意識や記憶を失ったりしたことがあるか、アルコール依存症、躁うつ病、認知症等精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、精神疾患があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏えいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

本項目では、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるかを調査するものである。

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆して

いることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

本項目は、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、貸金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査するものである。

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者は、自発的に特別秘密を漏らす蓋然性があると評価し得る。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者が特別秘密を取り扱った場合、本人にその意図がなくても特別秘密が漏れる蓋然性があると評価し得る。

本項目については、調査の対象となる事実があることをもって直ちに適性を有しないと判断するわけではなく、返済能力を超える債務を抱えているなど自ら進んで秘密を漏らす動機となり得る事情等を具体的に勘案して、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏れいする蓋然性を示唆する行動又は状況が具現化していると判断すれば、適性を有しないと判断することとなる。

2 調査事項の規定順

第1号として規定する特定有害活動との関係に関する事項は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性を最も端的に示すものであり、適性を判断するに当たり、最も参考となる事項と考えられる。

第2号として規定する犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、第3号として規定する情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項については、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏れる蓋然性をより直接的に示すものであり、適性を判断するに当たり、特定有害活動との関係に関する事項の次に参考となる事項と考えられる。

一方、第4号として規定する薬物の濫用及び影響に関する事項、第5号として規定する精神疾患に関する事項、第6号として規定する飲酒についての節度に関する事項、

第7号として規定する信用状態その他の経済的な状況に関する事項において判明し得る事実は、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合にこれが漏えいする蓋然性を直接的に示すものではなく、第4号以下に規定している。これら4つの調査事項については、特別秘密が漏えいする蓋然性との関連性が一般に強いと考えられるものの順に規定をしている。

契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性について（案）

1 労働関係法規における取扱い

契約業者に使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。また、降職、降格、配置等の人事上の措置等を決定する過程における労働者の職業的能力の評価行為である人事考課は、一般には使用者の裁量行為とみられており、査定方法が不合理であるとか、恣意的になされた場合には使用者の権利の濫用となる^{*1}と考えられている。

したがって、解雇について、例えば、特別秘密を取り扱う事業の担当者として採用・育成されてきた職員が、適性評価により適性を有しないと認められ、特別秘密を取り扱うことができなくなった場合、当該職員を解雇することは客観的に合理的な理由を欠くとは言えず、許容される場合がある。また、適性評価に同意しなかったことや適性を有しないと認められたことにより、特別秘密を取り扱うことができないことを理由として、当該使用される者について、降職等の処分や人事上の措置を採ることは、不合理であるとも恣意的であるとも考えにくく、許容される場合があると考えられる。

ただし、解雇権濫用法理について、①解雇について客観的に合理的な理由及び②解雇することについての社会通念上の相当性を要すると考えられており、裁判例から、解雇当時担当していた業務については不十分にしか遂行できない場合でも、他の職務への配転や降格を考慮したかどうかなど、一定の解雇回避努力を要求されていると考えられている。また、解雇することについての社会通念上の相当性に関しても、その判断に当たっては、解雇原因の重大性、解雇原因の発生に至る経緯、本人の従前の勤務成績、解雇原因についての本人の対応、本人の反省の有無、他の事例との比較、他に取ら得べき手段の存否や内容などが考慮されているものと考えられる（弘文堂「詳解労働契約法」148頁から150頁）。

2 行政機関等の職員の取扱いとの関係

行政機関及び都道府県警察（以下「行政機関等」という。）の職員にあつては、一般職の職員については国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用があり、また都道府県警察の職員にあつては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けないことが担保されている。

*1 大阪高裁平成9・11・25労判729号39頁等

適性評価により適性を有しないと認められた場合、当該職員は、特別秘密を取り扱うことのない職に転任させられたり、また、上位の職が全て特別秘密を取り扱うこととなる場合には、昇任できないという事態も想定され、こうした事実上の影響が生じることは否定できないものの、職員は法定事由によらない限り、その意に反して降任、休職、免職又は降給されることはない（国家公務員法第75条第1項）ことから、適性を有しないと認められたことを理由として、当該職員が降任されたり、免職されたりすることはない。したがって、行政機関等の職員について、適性評価の実施について同意をしなかったことや適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、免職その他不利益な取扱いを禁止する規定を設ける必要はない。

しかしながら、契約業者に使用される者については、上記1のとおり、行政機関等の職員と同様の身分保障がないことから、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、同一の適性評価制度に基づき適性を有しないと認められたにもかかわらず、行政機関等の職員と契約業者に使用される者との間に大きな格差が生じることとなる。

3 契約業者に使用される者について不利益取扱いの禁止規定を設ける必要性

適性評価制度は、評価対象者が把握されることを想定していない精神疾患等プライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するために、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめている。しかしながら、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、適性評価の実施について同意しなかった場合、当該職員は解雇を始めとする重大な不利益を受ける可能性も否定できないことから、適性評価の実施について同意せざるを得ず、結果として、適性評価の実施についての任意性が担保されないこととなる。

また、適性を有しないと認められたことを理由として、解雇を始めとする重大な不利益が生じる可能性がある場合、評価対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密が漏えいする蓋然性を実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このように、仮に、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いの禁止に関する規定を設けないとすると、適性評価制度の実効性そのものが損なわれるおそれがあり、契約業者に使用される者に関する不利益取扱いを禁止する規定を設ける必要がある。

【参照条文】

○労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）（抄）

（労働契約の原則）

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

3 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は

変更すべきものとする。

- 4 労働者及び使用者は、労働契約を遵守するとともに、信義に従い誠実に、権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。
- 5 労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。

(出向)

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

(懲戒)

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、無効とする。

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(解雇制限)

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

- ② 前項但書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- ② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

- ③ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- 二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- 三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 四 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（基本原則）

第一条（略）

2（略）

3 権利の濫用は、これを許さない。

（期間の定めのある雇用の解除）

第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

2 前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。

（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第六百二十七条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。

2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてするこ

とができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

(やむを得ない事由による雇用の解除)

第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

1 解雇権の濫用(16条)

(1) 16条の趣旨

労働法16条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと見て、無効とする」と定めている。判例法理により生み出された、いわゆる解雇権濫用法理を明文化したものである。同法理は、2003年の労働基準法改正において新設された同法18条の2により制定法上の根拠を与えられたが、労働契約法の制定に伴い本条に移行された。

なお、労働契約法には、期間の定めのある労働契約のもとでの解雇に関する17条1項が置かれているため、本条は、本来的には、期間の定めのない労働契約における解雇権濫用の規制を定めた規定として位置づけられる。

(2) 解雇権濫用法理の形成と成文化

解雇、すなわち使用者が行う労働契約の一方的解約については、民法によれば、期間の定めのある雇用契約の場合はやむを得ない事由があるときのみ許容される(628条)一方、期間の定めのない雇用契約の場合には、労働者の辞職と同様、2週間前に申し入れることにより効力を生ずるものとされている(627条1項)。

すなわち、民法627条は、2週間前に申入れを行うという手続的な制約を課したのみで、期間の定めのない雇用契約の各当事者に解約の自由を与えたものということができる。民法典の立案担当者は、この規定の趣旨について、期間を定めない雇用契約の当事者は永久に契約関係が存続することは望まないのが通常であるという説明を行っている²⁰⁸⁾。

労働基準法(1947年制定)も、業務災害による休業期間中および産前産後休業期間中ならびに各休業後30日間における解雇を禁止し(19条)、解雇につき

208) 徳澤次郎『民法要義巻之三(労働編)』(1912、復刻版、有斐閣・1984)698頁。

30日前の予告または予告手当の支払いを要求した(20条)ものの、解雇理由については、国籍・信条または社会的身分による差別(3条)にあたる場合等を除けば、特段の制約を設けなかった。

しかし、戦後には、解雇をなすには正当事由を要するかという議論がなされるようになった²⁰⁴⁾。そして、正当事由説は必ずしも多数にはならなかったものの、下級審裁判例では、民法1条3項が定める権利濫用の禁止という一般原則を用いて、合理的な理由を欠く解雇を、解雇権濫用として無効と判断するものが増えていった。

このような下級審裁判例の手法は、1960年代にはほぼ一般化し、1970年代になって、最高裁が日本食塩製造事件²⁰⁵⁾および高知放送事件²⁰⁶⁾においてこれを承認するに及んで、判例法理としての解雇権濫用法理が確立したのである。

この法理のもとでは、解雇については合理的理由と社会的相当性が要求されるため、実質上は解雇には正当事由を要するという考え方とさほど差はない状態になっている²⁰⁷⁾。これは、立法時点での民法627条の予想する姿ではないともいえるが、判例がそのようなルールを作り出したのは、戦後になって形成された日本における長期雇用の慣行が背景にあると考えられる。

ところが、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が爆発し、日本型雇用慣行の変化が取りざたされるのと歩調を合わせて、解雇法理についても見直しの必要性が指摘されるに至る²⁰⁸⁾。この段階で、議論は立法政策の分野にも及んでくるが、解雇規制の緩和に対する消極論も根強く、2003年の労働法改正においては、結局、これまでの解雇権濫用法理をそのまま明文化する趣旨の規定が設けられるに至った。

解雇権濫用法理を明文化したことの意味は、今回の労働契約法の制定につい

204) 以下については、山川隆一「日本の解雇法則」大竹文雄・大内伸敏・山川隆一編・有斐閣

141) 8頁参照。

205) 日本食塩製造事件・第二小判昭和50・4・25民集29巻6号466頁。

206) 高知放送事件・第二小判昭和52・1・31労判268号17頁。

207) 朝山俊久(判例)『最高裁判所判例解説民事部・昭和50年度』(法曹会・1975)160頁。

208) 八代尚宏「雇員解雇についての規制改革」大竹文雄・大内伸敏・山川隆一編・有斐閣141頁など。

でも指摘されるように、判例上のルールを、より総論的可能性の高い制定法に盛り込んだことその他に、国民の代表機関である国会がその意思として同法理を採用したことが挙げられる。すなわち、裁判所は制定法に拘束されるので、判例変更の形で解雇権濫用法理を廃棄することはできなくなったのである²¹⁰⁾。同法理が労働法16条に移された現在でもこのことに変化はないことはもちろんである。

なお、労働契約法制研究会報告では、旧労働法18条の2を労働契約法に移行させることその他に、次に述べる解雇の合理的理由を類型化して、それを法律上の規定とすること、また、後述する整理解雇(190頁以下参照)に関して、いわゆる4「要件」を、要素と位置づけた上でやはり法律上の規定とすること、普通解雇と整理解雇のそれぞれについて、使用者のすべき措置を指針の形で定めることを提言していたが、これらは法案には盛り込まれなかった。

(3) 解雇権濫用法理の内容

1) 解雇の合理的理由と社会通念上の相当性

労働法16条、ひいてはこれまでの解雇権濫用法理によれば、解雇の行使が権利濫用と評価されるのは、解雇が、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」場合である。この文言からは、①解雇についての客観的に合理的な理由、および、②解雇をなすことについての社会通念上の相当性、という2つの構成要素を一応抽出できる(ただし、両者は必ずしも画然と区別できないことがあろう)。

これら2つの構成要素のうち、①の解雇の合理的理由については、一般に、(ア)労働者が労務を提供できなくなった場合、(イ)労働能力や適格性が欠けている場合、(ウ)職務違反や規律違反があった場合、(エ)事業の不振など経営上やむを得ない必要がある場合(後述する整理解雇)、(オ)使用者とユニオン・シヨップ協定を結んでいる労働組合の組合員が組合を除去されたり脱退したりした場合などに類型化されている。なお、労働契約法制研究会報告書では、こうした解雇理

209) 山川監「労働法改正と解雇ルール」ジュリ1255号(2003)46頁参照。

由を類型化して法律の明文を散けること、および解雇に関して使用者がすべき措置について指針を散けることが提言されていたが、労働契約法にはこれらの提言は盛り込まれなかった。

以上のうち、(ア)から(オ)は労働者側に原因がある解雇であるが、特に(ア)および(イ)については、裁判例上、解雇理由の相当性を抑制する傾向がみられる。たとえば、(ア)に関しては、病気のため休職していた従業員が休職期間満了後も病氣から完全には回復していない場合に、休職規定に従い解雇をなしているかなど、形で問題が生じ、裁判例には、当該従業員に対する復帰準備期間の提供や復帰のための教育訓練の措置を怠った場合には、解雇はなしないとすることがみられる²¹⁰⁾。

また、(イ)に関しても、裁判例は、解雇当時担当していた業務については不十分にか遂行できない場合でも、他の職務への配転や降格を考慮したかどうかを、解雇権濫用の判断にあたり問題にする裁判例がみられる²¹¹⁾。以上のような裁判例の状況からすれば、使用者は、労働者を解雇するにあたり、一定の解雇回復努力を要求されているという位置づけも可能であろう²¹²⁾。

これらは、日本型雇用システムの特徴の1つである長期雇用ないし雇用維持の理念が解雇の法的規律に影響した例ではないかと思われるが、実際に、長期雇用が必ずしも受容しない雇用形態では、趣の異なる判断もみられる。たとえば、米国籍企業の日本における子会社が、ヘッドハンティングにより職務を特定して人事本部長を採用し、相当高額の賞金を支払っていたという事実のもとでは、同人が人事本部長としての適格性を欠く場合には、他の職務への降格等を考慮しなくとも、直ちに解雇権濫用にあたるとはならないと判断されている²¹³⁾。

以上の他、(ウ)は、いわゆる整理解雇にあたる場合であり、これについては後に述べる。また、(イ)は通常、労働組合法の分野で議論されているが、ユニオン

210) 全日空事件・大阪高判平成13・3・14労働809号61頁など。

211) エース損害保険事件・東京地決平成13・8・10労働820号74頁など。

212) 土田・労働契約法584頁。

213) フォード自動車(日本)事件・東京高判昭和59・3・30労働集35巻2号140頁。

ン、シヨップ協定のもとで、除名や脱退により解雇対象となった労働者が、解雇時点までに別組合を結成し、または別組合に加入した場合には、かかる労働者に同協定を適用することはできず、解雇は無効となると解されている²¹⁶⁾。

次に、②解雇をなすことについての社会通念上の相当性については、たとえ一般的・客観的にみれば解雇理由が存在したとしても、当該事件において解雇という措置をとるのは著しく酷である場合などには、解雇は社会通念上の相当性を欠くものとして無効であると評価されることがありうる。

たとえば、高知放送事件²¹⁶⁾では、ラジオ局のアナウンサーが、2週間の間に解雇により2度にわたり朝のニュースを全部または一部放送できなくなるといふ放送事故を起こしたことによる普通解雇の効力が争われたが、最高裁は、同アナウンサーは、会社の対外的信用を著しく失墜させ、アナウンサーとしての責任感に欠けるとする一方で、本件事故は、いずれも同人の悪意ないし故意によるものではなく、また、通常は、他の担当者が先に起きアナウンサーを起こすことになっていったところ、阿放送事故の際には担当者においても被過しており(何人はけん責処分に見せられたにすぎない)、同アナウンサーのみを責めるのは酷であることなどから、同人に対し解雇をもって臨むことは、いささか苛酷にすぎ、合理性を欠くならみなしとせず、必ずしも社会的に相当なものとして危慮することはできないと判断している。ここでは、解雇の合理的理由を欠くためというよりは、解雇という措置が相当性を欠くために解雇権濫用という判断がなされたものとみられる。

以上のような解雇という措置の相当性は、労働者側に解雇原因がある場合に問題となることが多いが、その判断にあたっては、解雇原因の重大性、解雇原因の発生に至る経緯、本人の従前の勤務成績、解雇原因についての本人の対応、本人の反省の有無、他の事例との比較、他に取らうべき手段の存否や内容などが考慮されると思われ。

II) 解雇権濫用の主張立証責任

解雇権濫用法理については、2008年の労働基準法改正により同法18条の2

216) 三井倉庫結核選事件・第一小判平成元・12・14民集43巻12号2051頁など。

217) 前判注206)・高知放送事件。

において明文化されるにあたり、主張立証責任をどう考えるかが議論の対象となった²¹⁶⁾。権利濫用という要件は、いわゆる規範的要件であり、それ自体を証拠により直接認定できるものではなく、法的評価により結論づけられるものであるから、主張立証の対象となる要件事実は、「権利濫用」そのものではなく、権利濫用という評価を基礎づける事実(評価根拠事実)を権利濫用を主張する側が主張立証する責任を負い、他方で、それを争う相手方が、権利濫用という評価を妨げる事実(評価障害事実)を主張立証する責任を負うという理解が一般的である。そして、通常の権利濫用の場合は、権利は原則として適法に行使されるものであるから、権利濫用の評価根拠事実についての主張立証責任は、相当に重いものとなることが多くなるようである。

下級審裁判例の中には、解雇権濫用法理の適用にあたっては通常の権利濫用と同様の発想をとり、「原告には解雇に値するような行為や落ち度も何もないことを前提に被告らの経済的事情に照らしても原告を解雇する必要性はなかったこと」の主張立証を要求するものがみられた²¹⁷⁾。しかし、解雇権濫用については、解雇権濫用が成立するとされる事例は多く、前述のように、実質的には、解雇につき正当事由を要するとの見解とさほど変わらぬとの理解がなされていくことに照らし、このような見解を採用する裁判例はあまりみられなくなっている。

むしろ、裁判実務上は、解雇の合理的理由を基礎づける事実については、被告たる使用者側が主張立証責任を負うという立場が一般的なようである。もつとも、このような取扱いと、権利濫用を主張する者はその評価根拠事実を主張立証する責任を負うとの一般原則とどう調和させるかはやや難しい問題となる。

この点については、原告たる労働者側は、使用者による解雇の抗弁に対する再抗弁として、平素の勤務状況に特に問題がなかったことを主張立証すれば、解雇権濫用の評価根拠事実としては十分であり、具体的な解雇理由(平素の勤務状況とは異なる事実である)は、解雇権濫用の評価障害事実として使用者側が主張立証する責任を負うとの見解²¹⁸⁾(他方、解雇理由が存在する場合に、当該事案

216) 詳細は、山川・田村注168)299頁以下参照。

217) 東京魚沼業協同組合連合会訴西武部・労働支部事件・東京地判平成12・1・31労働799号79頁。

における指標としての解雇が社会通念上相当性を欠くことについては、その評価標準事実を労働者側が主張立証する責任を負うのが原則となる²¹⁹⁾や、さらに進んで、労働者側は、何ら落ち度なく勤務してきたことの概括的な主張があれば足りるとする見解などがみられる²²⁰⁾。

いずれにせよ、使用者側が解雇の合理的理由についての主張立証責任を負うという立場は、2008年の労基法改正により同法18条の2が設けられた際にも確認されている。すなわち、同改正の際の衆参各院附帯決議は、「本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に則して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではない²²¹⁾」ことが立法者の意思であるとして、行政および司法に対し、それに沿った同条の運用を要請したのである。労基法18条の2が労基法16条に移行した現在においても、この点については変化はないと考えられる²²²⁾。

なお、この問題は、就業規則において解雇事由について列挙する定めを置いた場合、それがいかなる意味をもつかという論点とも関連している。この点については、限定列挙とみるか例示列挙とみるかが問題となり、前者によれば、列挙された解雇事由以外の理由による解雇はそれ自体として無効となるのに対して、後者によればそのような解雇も可能であり、最終的には解雇権濫用法理によりその効力を判断されることとなる。もともと、就業規則には、通常、「その他前各号に準ずるやむを得ない場合」などという解雇事由が定められているため、実態上は就業規則に定めのない解雇事由は考えにくく、この問題にはあまり実益がないといえる。

ただし、限定列挙説による場合は、解雇事由に該当する事実が存在すること

219) 山川・前掲註168) 301頁。

219) 山口幸雄・三代川三千代=藤原孝一編『労働事件処理ノート(改訂版)』(判例タイムズ社、2007) 22頁(鈴木招昭)。

220) 仮に正当な理由なく立法に採用する場合には、解雇に正当事由があるという評価を根拠づける具体的な事実につき使用者側が主張立証責任を負い、正当事由があるという評価を妨げる事実につき労働者側が主張立証責任を負うことになる。

については使用者側が主張立証責任を負うことになるのに対し、例示列挙説による場合には、上記のような解雇権濫用法理のもとでの主張立証責任の分配に従うことになる(そこでも、上記のとおり解雇の合理的理由については使用者が主張立証責任を負うことになるが、労働者側が解雇権濫用の評価標準事実について、軽いものといえ主張立証責任を負う点が多い²²³⁾)。

この問題については、従来の裁判例では限定列挙説に立った処理を行うものが多かったが、例示列挙説をとる裁判例もみられる²²⁴⁾。しかし、最近では、この問題は各事案における事実認定の問題であることからえる理解が有力になっ

特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案

現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

- 一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の**安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの**
- 三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へ)に掲げるものを除く。

- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 我が国の**安全保障等に係る重要施策の方針**
- ロ 我が国の**安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容**
- ハ 外交に関し収集した我が国の**安全保障等に関する重要な情報**
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

修正案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての別表各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、その漏えいが**防衛その他の我が国の安全保障等又は我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。**

(別表)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究(公共の安全と秩序の維持に関するものに限る。前号に掲げるものを除く。)
- 三 次に掲げるものに関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- イ 特定有害活動
- ロ 防衛**その他の我が国の安全保障等**(イに掲げるものを除く。)
- 四 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 五 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 六 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第九号及び第十号において同じ。)の種類又は数量
- 七 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 八 防衛、**外交又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号**
- 九 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- 十 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
- 十一 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第七号に掲げるものを除く。)
- 十二 **我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策(前各号に掲げるものを除く。)**
- 十三 **我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程(第一号から第十一号までに掲げるものを除く。)**

《結論》

当初案どおりとすべきであり、修正案に対しては、到底承服できない。

《理由》

当初案（局長了）では、「特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する職員」については、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について（適性評価よりも簡易の措置である）確認措置を講じることにより、本法上の適性評価を行うことなく、当該事案の捜査活動等に従事することができ、いわば、入り口の段階で、本法の例外的取扱いとされていることに意義があったものである。

すなわち、そもそも捜査機関等の職員においては、直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする公務員とは異なり、これらの特別秘密を漏示するインセンティブが相対的に低いという必要性の問題に加え、捜査等の迅速性・機動性が要求される場面で、捜査機関の職員が、これらの直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする職員同様の適性評価を行わなければならないとした場合には、所要の行政目的を達することができなくなることから、最低限度、原案どおりの合理的区別が図られることが必要であると考えられるのである。

内調修正案では、法文上は、捜査機関等の間接的・偶発的に特別秘密に接する行政機関の職員と、直接的に特別秘密を取り扱うことを業務を所管する行政機関との職員との間で適性評価の要否につき区別しないものの、修正案7条2項及び5項により、公私の団体への照会等は必要に応じて行うこととされていることにより、このような捜査機関等については、運用上、確認措置と同様の手続で足りるとの見解を示しているところである。

しかしながら、特別秘密漏洩罪の捜査のみならず、特別秘密漏洩罪以外の捜査の過程で、例えば、捜索・差押えの過程で偶発的に特別秘密に接するような場合であっても、前記のようなガイドラインによる運用により確認措置と同様の手続を担保できるとする行政解釈が、仮に、司法判断の場に持ち込まれた場合に維持される保障はないところであるし、また、修正案の法文上は、直接的・本来的に特別秘密を取り扱う職員と捜査機関等のように間接的・偶発的に特別秘密に接する行政職員との間で適性評価の必要性は変わらないように規定されている以上、修正案において、後者についてのみ運用レベルで簡易な確認措置で、適性評価を行ったとすることを許容し、このような措置が適性評価と同様の効果を有するとの解釈については強い疑問があり、今回の内調修正案については、到底承服することはできない。

1 条文案等

- 条文素案
- 読替表
- 適性評価調査票 (イメージ)

2 論点ペーパー (案) (※は内調内検討中。それ以外はいずれも内調内検討済み・他省庁協議未了)

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について*1
- 「適性」という語を用いることについて
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について*2
- 国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の適性評価の実施権者について
- 評価の観点と調査事項の関係について*1
- 調査事項について
- 公私の団体への照会について*1
- 同意の取得について*1
- 結果の通知について*2
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*2
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について (※) *2

(3) 罰則に関するもの

- 特定取得行為を処罰対象とすることについて
- 共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて
- 業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があった事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について
- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

*1 法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正をしたもの。
*2 法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項（検討中）であって、公になっていないもののうち、特に秘匿を要するものを特別秘密として指定するものとする。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間を定め、要件を欠くに至った場合には指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、当該他の行政機関の長の意見を聴かなければならない。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 行政機関の長は、適性評価により適性を有すると認められた職員又は契約業者の職員（以下「職員等」という。）に特別秘密を取り扱わせるものとする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱わせようとする職員等の同意を得て、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該職員等が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

ウ 行政機関の長は、調査を行うため必要があると認めるときは、当該職員等若しくはその関係者に質問し、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者又は業務により特別秘密を知得した行政機関の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

3 その他所要の規定を整備する。

第2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成24年3月上旬

RE:【連絡】内閣法制局への持込み資料について

送信日時: 2013年1月10日 19:27
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

様

お世話になります。
度々、パラパラと申し訳ございません。
1つ質問がございます。

条文中、第10条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)において、国公法等の条項が規定されておりますが、その中で、国公法第82条(懲戒の場合)や地方公務員法第29条(懲戒)が規定されている一方で、自衛隊法第42条(懲戒処分)が規定されていないのは、何か理由があるのでしょうか。

申し訳ございませんが、ご教示願います。
よろしく願いいたします。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111
内線) [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Thursday, January 10, 2013 4:16 PM
To: [REDACTED]
Subject: 【連絡】内閣法制局への持込み資料について

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

1月10日(木)に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします(1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。)

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

RE:【連絡】内閣法制局への持込み資料について

送信日時: 2013年1月10日 19:29
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調 様

お世話になっております。

頂いた資料の関係で、下記の点につき照会させて頂きたく、宜しくお願いいたします。

「貴資料（適性評価における調査事項の内容等と調査事項の規定順について）によれば、犯罪又は懲戒の経歴の有無や、情報やシステムの管理に関する部分の違反による監督上の注意・指導の有無は、特定有害活動の次に「参考となる事項」とされている。右に関し、これら懲戒や注意・指導の有無は、あくまで「参考」であって、場合によってはその有無にかかわらず適性ありと判断することも妨げられないと解しているが、よろしいか。」

外務省

-----Original Message-----

From: [mailto:]
Sent: Thursday, January 10, 2013 4:14 PM
To: ;
Subject: 【連絡】内閣法制局への持込み資料について

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつもお世話になっております。

1月10日（木）に内閣法制局に持ち込んだ資料を送付いたします（1月7日に照会した資料に現時点の各省からの御意見を踏まえ修正したものです。）。

御意見等があり、現在調整中の資料については、表紙の「秘密保全法制 法制局持込み資料」に※を付しています。

お気付きの点、御質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。
（これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月11日 10:56

宛先:

添付ファイル: [130111防衛省指摘後修正]条文案(第5条~).jtd (84 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様

お世話になってます。

御指摘を踏まえ、第10条を修正しますので、添付資料をご確認下さい。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特別秘密の取扱者等)

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができず、次の各号に掲げる者であつて、当該各号

は定める要件に該当するものとする。

十 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの（当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。）は、特別秘密を取り扱うことができる。

十一 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第四項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

ニ 大臣政務官

ホ二 イからハニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性等、その他の事情を勘案し、次

条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

ホ 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行われることとなる

ものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員に

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項）に当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれ

のある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ

。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を一月を超えない期間内において

取り扱う場合に限る。）

四三 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつ

て、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うこ

とができるもの

3 第一項及び前項第一号〔第二号及び第四号を除く。〕の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、〔行政機関において〕とあるのは〔都道府県警察において〕と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同第十項各号並びに及び前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

十 当該契約業者の役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第九十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの（当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評

価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していない者に限る。）のみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

十一 当該契約業者の役職員等であつて、第一条において準用する第八条第一項の規定により適性を有するものと依り認められたもの、当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する第六条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなつた者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者で

あつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの

2 行政機関の長は、前項の評価（以下「適性評価」という。）に資するために次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項

- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 三 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施することができるものとする。
- 四 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
- 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 五 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第十号に定める要件規定する適性を有すると認められた者に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第十項第十号から第十三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限り。）による特別秘密の取扱

いが必要の特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めるとすることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合には、においてこれを漏らすおそれがあることを認めるとき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあることを認めるとき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

三 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認められたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第八九条 前廿条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、前条に於ける規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同第七條第一項第一号及び同前條第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第十号」とあ

るのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する同前条第一項第十号」と、前条第十項中「前条第十項第十号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第十項第十号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第九十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等

と、同条第六項及び第八条第十項中「行政機関の長は」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、」と、「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、同第七条第八項中「前条第一項第十号」とあるのは「前条第四項第十号」と、第八条第十項中「前条第十項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第十項第十号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

第十十条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たつ

て取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報によつて識別される者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第三十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが当該個人情報によつて生じたときは、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）【P】

第十一條 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十二條第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七條第四項（第

九条において準用する場合を含む。の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされること
が、国家公務員法（昭和二十五年法律第百二十号）、申訴隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百二十一号）の規定を適用されなければならない。

契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかつたこと、求仕適性評価により適性を有しないと認められたこと又は適性評価について苦情の申出をしたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置の実施についての準用）

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たつて」とあるのは「確認措置の実施に当たつて」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をし

なかつたこと又は適性評価により適性を有しないこと認められたこととあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第1条第2項第3号（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしたことと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないこととが確認されたこと」とし、それぞれ読み替えるものとする。

防衛省

御質問への回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月11日 11:10

宛先: [REDACTED]

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED]様

いつもお世話になっております。昨日いただいた質問について、以下のとおり回答いたします。

「適性評価においては、評価対象者が特別秘密を取り扱った場合に、これが漏えいする蓋然性があるかどうかの観点から評価するものであり、評価対象者に犯罪及び懲戒の経歴又は情報の取扱いに関する非違の経歴が有った場合、当該事実のみをもって、当該評価対象者が適性を有しないと認めなければならないとは解されない。

なお、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項及び情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項は、調査事項であって、参考事項ではない。資料において、「参考となる事項」と記述しているのは、これら事項が適性評価を行うに当たって、特定有害活動との関係に関する事項の次に、考慮する上で参考となる事項という意味で用いているものである。」

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 秘密保全法制に関するお知らせについて

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月11日 13:01

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室);
長官補本室);

櫻井 壯太郎(副

丸山 洋平(安危本室);

恵井(副長官補本室);

淡路

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

特別秘密の保護に関する法律案の次期通常国会提出予定法案の登録については、諸情勢によりC登録として内閣総務官室に提出します。

御如才なきことながら、しかるべき時期まで上記情報の取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

今後とも法案の検討に御協力いただきますよう引き続きよろしく申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制(別表部分へのコメント)

送信日時: 2013年1月15日 14:04
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
CC: [REDACTED]
添付ファイル: 別紙1:特別秘密の保護に関する法律(外務省コメント).docx (20 KB)

内閣情報調査室総務部 [REDACTED]さま

大変お世話になっております。
さきほど電話にてお伝えしましたとおり、
貴室よりご連絡いただいております、法制局へ提示されている修正案への外務省コメントを添付のとおり
提出いたしますので、
よろしくご検討ください。

~~~~~

[REDACTED]  
外務省大臣官房総務課  
〒100-8919  
東京都千代田区霞ヶ関2-2-1  
03-5501-8000 (ex [REDACTED])  
[REDACTED]

特別秘密の保護に関する法律第3条及び別表に係る修正案に対するコメント

平成25年1月11日

外務省

1. 当省からは、別表中の「外交に関する事項」について、昨年末に以下の対案を提示した経緯があるものの、今般、内閣情報調査室から法制局に対して示された素案では、当省より提出した対案の要素が全く反映されていないのは極めて遺憾である。今後かかる事態が発生しないよう要請するとともに、法制局との協議につき当省のしかるべきレベルの同席を得て行うこととするよう要請する。

<外務省対案>

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る外交政策に関する内容

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関（以下この号において「外国の政府等」という。）との交渉のための対処方針又は交渉の内容

ハ 我が国の安全保障等に関する情報であつて外国の政府等から得た情報その他の重要な情報

ニ 我が国の安全保障等に関する情報についての分析又は評価

ホ ハ及びニに掲げる事項の収集整理又はその能力

ヘ 情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき特に秘匿することが必要であるものとして、外国の政府等から提供された情報であつて、イからホまで掲げるもの（この場合において「我が国」とあるのは「当該外国等」と読み替えるものとする。）

ト 外務省において外交の用に供する暗号その他ハ及びニに掲げる事項の伝達に用いる暗号

2. 今般、内閣情報調査室から提示された条文及び別表に係る修正案については、今後、法制局からの反応を踏まえ、追加的な検討が必要になる可能性もあるが、上記対案を踏まえた現時点での当省コメントは以下見え消しのとおり。
3. また、以下のコメント外務省案九号（内調案三号）における「電波情報、画像情報その他の重要な情報」という自衛隊法を参考にしたと思われる表現に関し、例示されている情報源について電波や画像といった防衛の文脈で多く用いられる情報源のみが特記されていることについて、人的情報や外国の政府等から得た情報等、上述の外務省対案二・ハを網羅的にカバーしているかどうか懸念をいただいております、内閣情報調査室としての見解をお伺いしたい。

<コメント>

(別表)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 我が国の安全保障等に係る外交政策に関する内容
- 三 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関（以下、「外国の政府等」という。）との交渉のための対処方針又は交渉の内容
- 四 テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究（公共の安全と秩序の維持に関するものに限り、前三号に掲げるものを除く。）
- 五 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 六 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第九号及び第十号において同じ。）の種類又は数量
- 七 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 八 武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるものに関する電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - イ 特定有害活動
  - ロ 我が国の安全保障等（イに掲げるものを除く。）
- 十 前各号に掲げる情報の分析、評価、収集整理又はその能力
- 十一 前各号に掲げるもののほか、情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき特に秘匿することが必要であるものとして、外国の政府等から提供された情報であって、第二号、第三号、第六号から第十号に掲げるもの（この場合において「我が国」とあるのは「当該外国等」と読み替えるものとする。）
- 十二 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 十三 防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号
- 十四 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第十二号に掲げるものを除く。）

(了)

- 削除: 二
- 削除: 三 次に掲げるものに関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - イ 特定有害活動
  - ロ 防衛その他の我が国の安全保障等（イに掲げるものを除く。）
- 削除: 四 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 削除: 七 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 八 防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号
- 削除: 九
- 削除: の
- 削除: 十
- 削除: の
- 削除: 十一 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第七号に掲げるものを除く。）
- 削除: 十二 我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策（前各号に掲げるものを除く。）
- 十三 我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程（第一号から第十一号までに掲げるものを除く。）


【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:39

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様





いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料（法案の概要（1枚））を本日（1月16日（水））に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
（これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

  
  
Tel 03-5253-2111 (内線   
 (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:40

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料（法案の概要（1枚））を本日（1月16日（水））に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

（これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:41

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 兼 [redacted] 課

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]  
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:42

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:43

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】法制局持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:43

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:46

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:48

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:49

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 18:50

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月16日 19:01

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 法案概要(一枚)(様式修正).jtd (41 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

内閣法制局からの依頼を受け、資料(法案の概要(1枚))を本日(1月16日(水))に提出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。

(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

C

### 特別秘密の保護に関する法律案の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

#### 1 骨子

##### (1) 特別秘密の管理に関する措置

###### ① 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する別表に掲げる事項（下記(ア)～(ウ)参照）に該当する事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとする。

(ア) 防衛に関する事項 現行の防衛秘密に相当する事項

(イ) 外交に関する事項 主として我が国の安全保障等に関する事項

(ウ) 公共の安全と秩序の維持に関する事項 主としてテロの防止等に関する事項

イ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には5年を超えない範囲内でその有効期間を定め（延長可）、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

###### ② 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪・懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

ウ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

エ 適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外利用・提供を、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、禁止するとともに、適性評価の実施への不同意、適性を有しないと認められたこと等を理由とする不利益な取扱いを禁止する。

##### (2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱うことを業務とする者その他業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員による故意又は過失による漏えい、欺罔、財物の窃取等による特別秘密の取得行為並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

##### (3) その他所要の規定を整備する。

#### 2 留意事項

閣議決定希望時期は未定。

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:12

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:13

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:14

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:15

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一夜).jtd (38 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 兼、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:19

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】法制局持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:21

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:23

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]  
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:24

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:25

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:26

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月17日 11:27

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

昨日(1月16日(水))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり修正し、本日(1月17日(木))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

□

### 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

#### 1 骨子

##### (1) 特別秘密の管理に関する措置

###### ア 行政機関における特別秘密の指定

行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとし、その手続等について定める。

###### イ 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

特別秘密を取り扱うことができる者は、適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員等とすることとし、適性評価の手続等について定める。

##### (2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

行政機関の職員等による特別秘密の漏えい等について所要の罰則を設ける。

##### (3) その他所要の規定を整備する。

#### 2 留意事項

閣議決定希望時期は未定。

法務省からの意見（平成25年1月9日付け）に対する回答

標記について、貴省からの1月9日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

《結論》

当初案どおりとすべきであり、修正案に対しては、到底承服できない。

《理由》

当初案（局長了）では、「特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する職員」については、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について（適性評価よりも簡易の措置である）確認措置を講じることにより、本法上の適性評価を行うことなく、当該事案の捜査活動等に従事することができ、いわば、入り口の段階で、本法の例外的取扱いとされていることに意義があったものである。

すなわち、そもそも捜査機関等の職員においては、直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする公務員とは異なり、これらの特別秘密を漏示するインセンティブが相対的に低いという必要性の問題に加え、捜査等の迅速性・機動性が要求される場面で、捜査機関の職員が、これらの直接的・本来的に特別秘密を取り扱うことを業務とする職員同様の適性評価を行わなければならないとした場合には、所要の行政目的を達することができなくなることから、最低限度、原案どおりの合理的区別が図られることが必要であると考えられるのである。

内調修正案では、法文上は、捜査機関等の間接的・偶発的に特別秘密に接する行政機関の職員と、直接的に特別秘密を取り扱うことを業務を所管する行政機関との職員との間で適性評価の要否につき区別しないものの、修正案7条2項及び5項により、公私の団体への照会等は必要に応じて行うこととされていることにより、このような捜査機関等については、運用上、確認措置と同様の手続で足りるとの見解を示しているところである。

しかしながら、特別秘密漏洩罪の捜査のみならず、特別秘密漏洩罪以外の捜査の過程で、例えば、捜索・差押えの過程で偶発的に特別秘密に接するような場合であっても、前記のようなガイドラインによる運用により確認措置と同様の手続を担保できるとする行政解釈が、仮に、司法判断の場に持ち込まれた場合に維持される保障はないところであるし、また、修正案の法文上は、直接的・本来的に特別秘密を取り扱う職員と捜査機関等のように間接的・偶発的に特別秘密に接する行政職員との間で適性評価の必要性は変わらないように規定されている以上、修正案において、後者についてのみ運用レベルで簡易な確認措置で、適性評価を行ったとすることを許容し、このような措置が適性評価と同様の効果を有するとの解釈については強い疑問があり、今回の内調修正案については、到底承服することはできない。

（回答）

修正案とさせていただきたい。

修正案においても、犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合について、適性評価を簡易かつ迅速に行うことができるよう、解釈において合理的区別

を行うこととしている。

特別秘密の保護に関する法律を所管する内閣情報調査室として、修正案により、犯罪捜査等で偶発的に特別秘密を取り扱う場合、対象となる職員に特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問し、疑義が生じた場合に必要な確認を行うことにより、適性評価を実施することが許容されるとの解釈を示している以上、御指摘のような御懸念を有するには及ばないと考えられる。

また、「仮に、司法判断の場に持ち込まれた場合に維持される保障はない」との御指摘について、どのような場面で、どのようなことについて司法判断が求められると想定しているのか、個別具体的に教示されたい。

## 法務省との協議結果メモ

### 1 日時・場所

平成 25 年 1 月 18 日 15 時 30 分から 16 時 40 分頃まで  
法務省刑事局公安課会議室

### 2 出席者

(法務省) 松居局付  
(内 調) ■■■■

### 3 結果要旨

法務省からの意見（平成 25 年 1 月 9 日付け）に対する回答（平成 25 年 1 月 17 日付け内閣情報調査室）を手交の上、当方の検討経緯及び方針を説明したところ、先方の述べたところは概要以下のとおり。

- 法務省としては、犯罪の捜査等に従事する者の取扱いに関する修正案は、全く了承できる状態にない。
- 法務省としては、当初案の確認措置についても、捜査への足枷になることから、決して賛同しているわけではなく、必要性に鑑みて渋々収まっているような状況である。
- 修正案を受け入れられない理由は主に二点ある。
  - ① 反復継続して取り扱う者に対する適性評価と捜査に従事する者に対する適性評価とが、条文上何の区別もなされていないことである。捜査のために特別秘密を取り扱うのは、行政機関が業務のために特別秘密を取り扱うのとは、全く異なるものである。
  - ② 内調は、両者を解釈で区別すると言うが、有効期間も異なり、調査項目も異なるものを内包するとする解釈は、法制上あり得ないのではないかということである。

(以上)

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:40

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりにより再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:42

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:43

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線  
(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:44

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 兼、[redacted] 課

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】法制局持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:46

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりに再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:47

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]  
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])  
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:48

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりにより再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:49

宛先:

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月18日 18:49

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 法案概要(一枚).jtd (38 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

昨日(1月17日(木))送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月18日(金))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*







# C

## 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

### 1 骨子

#### (1) 特別秘密の管理に関する措置

##### ア 行政機関における特別秘密の指定

行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関し別表に掲げる事項であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとし、その手続等について定める。

##### イ 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

(ア) 特別秘密を取り扱うことができる者は、行政機関の長、副大臣その他職務の特性等の事情により適性評価の対象とすることが適当でない者及び適性評価により適性を有すると認められた行政機関、都道府県警察の職員等とすることとする。

(イ) 適性評価は、行政機関の長又は警察本部長が、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪又は懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施して行うこととする。

#### (2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

行政機関の職員等による特別秘密の漏えい等について所要の罰則を設ける。

### 2 留意事項

閣議決定希望時期は未定。

## 外務省との協議結果メモ

### 1 日時・場所

平成 25 年 1 月 22 日 14 時から 16 時 15 分頃まで  
外務省官房総務課会議室

### 2 出席者

(外務省) ■■■官房総務課補佐、■■■司補佐 (途中退席)、■■■国際法局条約課事務官、■■■北米局日米安全保障条約課事務官  
(内 調) ■■■補佐

### 3 結果要旨

#### (1) 協議の目的

別表修正案に対する外務省からの 1 月 11 日付け意見 (以下「外務省コメント」という。) の趣旨、背景等の確認。

#### (2) 協議概要

先方の述べたところ以下の通り。

ア 外務省コメント第 2 号 (「外交政策」に関するもの) 及び第 3 号 (「交渉」に関するもの) (当方の別表修正案第 12 号及び第 13 号に相当)

##### ① 規定順

これら外交政策及び交渉に関する事項は、防衛の分野でいう「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」及び公共の安全と秩序の維持の分野でいう「テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究」に相当するものと考えられるところ、「外交、防衛、公共の安全と秩序の維持」という本法内での並び方に合わせて、この第 2 号と第 3 号に規定することとした。

##### ② 他の号に掲げる事項を除く規定の削除

(当方から、当方の別表修正案においては、法制局からの指摘を踏まえ、各号に掲げる事項に重複がないよう規定するため、括弧書きで他の号に掲げる事項を除く規定を置いた旨を説明したところ、) そういうことであれば、他の号に掲げる事項を除く規定を置くことを検討したい。

##### ③ 「外交政策」及び「交渉の内容」

「外交政策」については、前回の内調修正案 (12 月初旬に防衛省、外務省及び警察庁のみに照会したもの) において、修正前の別表案で「重要施策の方針」を規定した第 2 号イが他の号と統合されてしまっていたところ、当該事項について独立の号を維持することが適当であると考えたことから、「重要施策の方針」をより具体的に「外交政策」と改め、当該事項を規定した独立の号を復活させることとしたものである。(当方から、修正前の別表案の「重要施策の方針」や「交渉の内容」は包括的過ぎるので、より具体的に、細分化して規定すべきと法制局から指摘を受けており、提案頂いた「外交政策」も包括的な規定振りという意味では「重要施策の方針」とほとんど変わらないと考えられたため、当方の別表修

正案のように修正した旨を説明したところ、) 趣旨は理解したので、より具体的に詳細な規定になるよう文言を検討したい。

イ 外務省コメント第7号及び第8号(「その他の」を「その他」に修正)

(当方から、「その他の」としたのは、法制局からの指摘を受けて再検討した結果、自衛隊法別表の規定振りに戻したものである旨を説明したところ、) そのような趣旨を承知していなかったため、修正前の別表案の規定に合わせるよう「の」を削除しただけである。

ウ 外務省コメント第9号(「情報」に関するもの)(当方の別表修正案第3号に相当)

① 第9号以下の規定順及び「前号に掲げるもののほか」

「情報」に関する事項を第9号とし、本号の冒頭で「前号に掲げるもののほか」と規定したのは、本号で第1号から第8号に掲げる事項以外の情報を規定するためである。情報の収集整理等に関する事項、国際約束に関する事項、暗号に関する事項は、本号に付随するものであるもので、本号の後に規定した。(当方から、防衛に関する事項のうち「防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法」と「防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途」を第9号より後に置いた理由を問うたところ、) 武器等の仕様や製作の方法とは異なり、これらの事項に関する情報を収集するようなことはまず考えられないため、第9号より後に置くこととしたものであるが、この順では不適當ということであれば、再検討したい。

② 「防衛その他の安全保障等」からの「防衛その他の」の削除

「防衛」と「安全保障」の包含関係について明確な整理ができていないため、両者を書き分けたという趣旨である。(当方から、「防衛」が残っていないのはなぜか、「防衛」が「安全保障」に完全に包含されるから規定する必要がないという趣旨ではないのかと確認したところ、) 「防衛」は外務省コメントを作った際に規定することを失念しただけであると思われる。

エ 外務省コメント第11号(「国際約束」に関するもの)

外務省としては、本法に現行の外交機密に相当する事項が規定されることとともに、本法により秘密保護に関する国際約束に基づき提供された情報が保護されることが確保されることを極めて重視している。

特に、米国との間での安全保障・防衛協力の進展に当たっては、我が国でも米国と同程度の秘密保全のレベルが確保されていることが不可欠の基礎であり、GSOMIAはそのために締結されたものであるが、米国は、同協定に基づき提供した秘密情報の保護について、我が国が政府内で統一した制度を持っていないと懸念している。このような懸念を払拭するため、秘密保護に関する国際約束に基づいて提供された情報が法律によって保護されるのだということが明らかになることが必要であると考えている。

また、秘密保全法制によって保護される事項の範囲については、例えば

我が国でも提供国と同程度の秘密保全が確保されていなければ、我が国がこの種の情報の提供を受けることができなくなってしまう。

したがって、本法ではこのような情報も保護されることが必要である。

以上のことは米国以外の国から情報の提供を受けるときも同様である。

このため、GSOMIA 等の国際約束に従って外国から提供される情報が本法によって保護されるということが本法の条文上明確に規定されることが極めて重要なのである。(当方から、そういった事情についてはこれまでも伺っているが、問題なのは、今回の外務省コメントが、これまでの当方との協議や法制局での協議における論点にどのように対応しているのかが、依然として明らかになっていない点であり、この点に関して当方が法制局に持ち出すことができると思われる程度のしかりとした理由を示してもらわなければ、国際約束に関する事項を別表案に追加することは困難である旨述べた。併せて、外務省コメントの問題点の例として、①我が国の安全保障に関係のない情報を保護しようというのであれば、そもそも本法の建て付けにそぐわないのであって、そのような情報をも保護したいのであれば、別の法制を整備することを追求すべきとの指摘を受けかねないこと、②仮に国際約束に従って提供された情報が(間接的にせよ)我が国の安全保障に資するものであると整理するとしても、「国際約束」という文言を特に明示して規定しなければならない必然性、言い換えれば、当該文言を明示的に規定しなければ本来本法の対象に含まれるべき事項が別表から漏れてしまうといった不都合が生ずることが明らかでないことを指摘し、いずれにせよ、本件に関するこれまでの論点をもう一度よく見直して欲しい旨依頼した。これに対して、) 指摘の趣旨を踏まえて国際約束に関する事項を規定しなければならない理由を整理し、条文案も再検討したい。

#### オ 今後の段取り

本日の議論を踏まえ、外務省でも別表の修正案を再度検討したい。(当方からは、事務レベルでの再検討は是非ともお願いしたいが、1月11日付けの外務省コメントの取扱いと今後の進め方については、本日の協議結果を内調内で報告の上、改めて相談したい旨述べた。)

(以上)


【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:20

宛先:

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりに再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

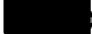
なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部





Tel 03-5253-2111 (内線 )

 (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:22

宛先:

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:22

宛先:

添付ファイル: 07\_秘密法.jfd (40 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:24

宛先:

添付ファイル: 07\_秘密法.jtd (40 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりにより再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【ご連絡】 内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:24

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりに再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】法制局持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:25

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:26

宛先:

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [redacted] 様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:27

宛先:

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官庁内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:28

宛先:

添付ファイル: 07\_秘密法.jtd (40 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:29

宛先:

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおり再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

【連絡】内閣法制局への持込み資料について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月23日 16:29

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 07 秘密法.jtd (40 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

1月18日(金)送付した資料について、内閣法制局からの依頼を受け、添付のとおりに再修正し、本日(1月23日(水))提出しましたので参考までに送付いたします。

なお、資料の取扱いには、十分御注意をお願いいたします。  
(これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



# C

## 特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める。

### 1 骨子

#### (1) 特別秘密の管理に関する措置

##### ア 行政機関における特別秘密の指定

行政機関の長は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項（注）別表で列挙する予定）であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の防衛等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものを特別秘密として指定するものとし、その手続等について定める。

##### イ 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

#### (ア) 特別秘密を取り扱うことができる者は、

- i) 行政機関の長、副大臣その他職務の特性等の事情により適性評価の対象とすることが適当でない者
- ii) 適性評価により適性を有すると認められた行政機関、都道府県警察の職員等とすることとする。

(イ) 適性評価は、行政機関の長等が、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、いわゆるテロ活動等との関係、犯罪又は懲戒の経歴、経済的な状況等に関する事項についての調査を実施して行うこととする。

#### (2) 特別秘密の漏えい等に対する罰則

行政機関の職員等による特別秘密の漏えい等について所要の罰則を設ける。

(注) 国家公務員法（守秘義務違反）：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自衛隊法（防衛秘密の漏えい）：5年以下の懲役

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（特別防衛秘密の漏えい）：10年以下の懲役

※ 本法では日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の罰則と同水準の罰則とする予定。

### 2 留意事項

閣議決定希望時期は未定。

《結論》

当初案どおりとすべきであり，修正案に対しては，到底承服できない。

《理由》

平成25年1月9日付け当局意見の《理由》を引用するほか，以下のとおり，追加する。

同月17日付け内閣情報調査室作成の事務連絡では，「修正案においても，犯罪の捜査等に当たって特別秘密を取り扱うような場合について，適正評価を簡易かつ迅速に行うことができるよう，解釈において合理的区別を行うこととしている。」「修正案により，犯罪捜査等で偶発的に特別秘密を取り扱う場合，対象となる職員に特別秘密の漏洩に結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問し，疑義が生じた場合に，必要な確認を行うことにより，適正評価を実施することが許容されるとの解釈を示している以上，御指摘のような御懸念を有するには及ばない」としているところ，当局としては，本法案の核心的制度の一つである適正評価のための調査について規定した修正案7条2項において，「前項の評価…〈中略〉…に資するために次に掲げる事項についての調査を実施するものとする。」とされ，明示的に除外された公務員以外の対象者について，一律に7項目の調査事項の調査を実施することとされている以上，貴室において示されたように「解釈において合理的区別を行う」ことにより，数か月を要するような調査と確認措置と同様の調査をいずれも7条2項の「調査」として許容すること自体，法解釈としてそもそも困難であると考えらる。

したがって，例えば，特別秘密の中に個人情報が含まれていたようなケースにおいて，当該情報が漏洩されて公になった場合に，当該個人から当該特別秘密の取扱いにおける過失を理由に国家賠償法に基づく損害賠償請求等が提起されることも想定され，このような訴訟の中で，本法に基づく調査実施方法の是非・程度が争点となることがあり得るところ，このような司法判断の場において，前記のような行政解釈は，法に違反しているとの判断が示される可能性は否定できない。

以上のとおり，当局としては，原案どおり，法文上の合理的区別を設けることは不可欠であると考えらる。

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月29日 15:39

宛先:

添付ファイル: 130114 特別秘密の保護に関する法律(外務省コメ~1).jtd (51 KB); 130123 別表 原案と修正案(外務).pdf (235 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

当室の [redacted] に依頼いただいた資料を送付しますのでよろしくお願ひします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

特別秘密の保、二関する法律第3条第1項及び別表の現 案と修正案

現行案

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。  
 一 別表第一号若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ又は同表第一号ロに係る同表第二号ハ若しくは同表第三号ロに該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの  
 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの  
 三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの  
 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究  
 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量  
 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号  
 チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
 リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
 作 検査、修理又は試験の方法  
 ス 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針  
 ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容  
 ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報  
 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究  
 ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長(中略)は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの(中略)を特別秘密として指定するものとする。

- 一 別表第一号若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ又は同表第一号ロに係る同表第二号ハ若しくは同表第三号ロに該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの  
 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの  
 三 別表第三号若しくは同号に係る同表第二号イ若しくはロ、同表第三号イに係る同表第一号イ又は同表第三号ロに係る同表第二号ハに該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(別表)

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの(次号イ又はロに掲げるものを除く。)  
 イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究  
 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報(次号ハ又は第三号ロに掲げるものを除く。)  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究  
 ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物(船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。)の種類又は数量  
 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法  
 ト 防衛の用に供する暗号  
 チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
 リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの  
 作 検査、修理又は試験の方法  
 ス 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

- イ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉、協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策  
 ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程  
 ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報であつて、外国の政府又は国際機関から得た情報その他の重要な情報(イ及びロに掲げるものを除く。)  
 ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力(イ及びロに掲げるものを除く。)  
 ホ 外務省本省と在外公館の間の通信その他の外交の用に供する暗号(イ及びロに掲げるものを除く。)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの(前号イ又はロに掲げるものを除く。)

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究(第一号イに掲げるものを除く。)  
 ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する情報であつて、外国の政府又は国際機関から得た情報その他の重要な情報(前号ハに掲げるものを除く。)  
 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力  
 ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号

修正案

外務省 担当者 殿

事務連絡

平成25年1月28日

内閣情報調査室

「特別秘密の保護に関する法律第3条及び別表に係る修正案に対するコメント」に対する回答について

標記について、貴省からの1月11日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

## 記

1. 当省からは、別表中の「外交に関する事項」について、昨年末に以下の対案を提示した経緯があるものの、今般、内閣情報調査室から法制局に対して示された素案では、当省より提出した対案の要素が全く反映されていないのは極めて遺憾である。今後かかる事態が発生しないよう要請するとともに、法制局との協議につき当省のしかるべきレベルの同席を得て行うこととするよう要請する。

## &lt;外務省対案&gt;

- 二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの
  - イ 我が国の安全保障等に係る外交政策に関する内容
  - ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関（以下この号において「外国の政府等」という。）との交渉のための対処方針又は交渉の内容
  - ハ 我が国の安全保障等に関する情報であって外国の政府等から得た情報その他の重要な情報
  - ニ 我が国の安全保障等に関する情報についての分析又は評価
  - ホ ハ及びニに掲げる事項の収集整理又はその能力
  - ヘ 情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき特に秘匿することが必要であるものとして、外国の政府等から提供された情報であって、イからホまで掲げるもの（この場合において「我が国」とあるのは「当該外国等」と読み替えるものとする。）
  - ト 外務省において外交の用に供する暗号その他ハ及びニに掲げる事項の伝達に用いる暗号

## (回答)

(1) 平成24年12月14日付けのご指摘の対案については、当方において以下のとおり検討した結果、今回の修正案のとおり規定することとしたものである。

- ① 貴省対案イの「外交政策」については、修正前の別表案第2号イの「重要施策の方針」との文言が包括的なのでより具体的かつ細分化して規定すべきとの

内閣法制局からの指摘（平成24年12月5日）を受け、貴省意見の趣旨を踏まえて修正前の別表第2号イに相当する事項を存置することとしたが、「外交政策」は「重要施策の方針」と包括的な規定振りという意味ではほとんど変わらないと考えられたため、今回の当方修正案においては「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策」とより具体的に規定したものである。

- ② 貴省対案ロの「交渉の内容」については、具体性を欠くとの内閣法制局からの指摘（平成24年12月5日）を受け、今回の当方修正案においては「外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程」とより具体的に規定したものである。
- ③ 貴省対案二については、自衛隊法別表第4第2号の「その他重要な情報」に総合的な分析成果等も含まれる（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（平成15年）8頁）ところ、「分析又は評価」を別途規定する必要性がないため、今回の当方修正案には含めないこととしたものである。
- ④ 貴省対案へについては、国際約束に関する事項を別表に別途規定することについての当方の見解及びこれに対する内閣法制局の反応は、平成24年4月25日の内閣法制局との協議のとおりであり、当方としては、当該協議の内容を踏まえてもなお国際約束に関する事項を別表に規定すべき理由が貴省から明確に示されれば、当該事項を盛り込むことを検討することとしたいが、現時点では明確な理由をお示し頂いていないため、今回の当方修正案には当該事項を含めないこととしたものである。
- ⑤ 貴省対案トについては、内閣法制局からの指摘（平成24年12月14日）を踏まえ、修正前の別表で防衛、外交、公共安全と秩序の維持の各分野ごとに規定している事項を、各分野ごとに規定せず、一括して規定することとしたことを受け、各分野の暗号に関する規定も統合したことから、「外務省において」との規定は不要であると考えられたため、今回の修正案には含めなかったものである。

また、修正前の別表第1号ト、第2号ホ及び第3号ニの「その他ロ（又はハ）に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」との文言については、内閣法制局からの指摘（平成24年12月14日）を受けて検討した結果、本法では、自衛隊法第96条の2第1項の「自衛隊についての」との文言がなく、全ての行政機関についての別表に掲げられる事項が特別秘密として指定される対象となることを踏まえれば、情報収集衛星システムにおいて画像情報等の情報を防衛省、外務省、警察庁等に対して内閣官房等他省庁から伝達するために使用される暗号も防衛、外交又は公共安全と秩序の維持のために使用される暗号、すなわちこれらの「用に供する暗号」（修正後の別表第8号）に含まれるものと考えられるのではないかとの考えに至ったため、修正後の別表第8号から削除したものである。なお、修正後の別表第8号のように規定することにより、修正前の別表第1号ト、第2号ホ、第3号ニに含まれる事項の範囲を変更しようとするものではない。

(2) 内閣法制局との協議につき貴省のしかるべきレベルの同席を得て行うことは差し支えない。ただし、内閣法制局との協議日程等の事務的な調整に関しては必ずしも貴省の都合に沿えるものではないことについては了解頂きたい。

2. 今般、内閣情報調査室から提示された条文及び別表に係る修正案については、今後、法制局からの反応を踏まえ、追加的な検討が必要になる可能性もあるが、上記対案を踏まえた現時点での当省コメントは以下見え消しのとおり。

(回答)

① 貴省コメント第2号及び第3号について

今回の当方修正案において「外交政策」及び「交渉の内容」との文言を用いない理由については上記1. に対する回答①及び②のとおりであるところ、当該理由を踏まえた上で更に適切な文言があれば、今後、協議して参りたいが、現時点においては当方修正案を維持したい。

また、修正前の別表第2号イ及びロ（貴省コメントの第2号及び第3号）に相当する規定を当方修正案において第12号及び第13号としたのは、修正前の別表で防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の各分野ごとに規定している事項を重複がないよう一括して規定すべきではないかとの内閣法制局からの指摘（平成24年12月14日）を受けて検討したところ、修正前の別表第2号イ及びロに掲げる事項はこれら両号以外の他の各号に掲げる事項全てと重複する内容を含み得ると考えられることから、修正前の別表第2号イ及びロに相当する規定を当方修正案に置くためには別表の末尾に規定した上で第1号から第11号に掲げるものを除くことが立法技術上適切であると考えたためである。したがって、上記の内閣法制局の指摘により良く対応し、かつ、立法技術上もより適切な案があれば、今後協議して参りたいが、現時点においては当方修正案を維持したい。

② 貴省コメント第7号及び第8号について

貴省コメントにおいては「その他の」を「その他」と修正しているが、当該「その他の」との文言については、修正前の別表第1号ホに関する内閣法制局からの指摘（平成24年12月14日）を受けて更に検討したところ、「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」との規定を維持することは、同号イ及びロの「これらの物」に「船舶」が含まれるか否かが明らかではないため、必ずしも適切とは言えず、逆に現行の自衛隊法別表第4第5号、第8号及び第9号の規定を維持したとしても差し支えないとの見解に至ったため、当方修正案においては第6号に「(船舶を含む。第九号及び第十号において同じ。)」を追加し、同号、第9号及び第10号から「船舶」を削るとともに、これら各号の「その他」を「その他の」としたものである。したがって、当方修正案を維持したい。

③ 貴省コメント第9号について

貴省コメント第9号には「前各号に掲げるもののほか、次に掲げるものに関する」とあるが、当方修正案（及び修正前の別表案）において「に関し収集した」と規定としているのは、防衛秘密を設けた際の自衛隊法改正において、内閣法制

局から、当該文言がない場合、別表第4の他の号に掲げているものも全て入ってしまうとの指摘を受け、「防衛に関し収集した」としたことを踏まえ、同様に「に関し収集した」とのしたものである。一方、貴省コメント第9号は「に関し収集した…情報」に着目した規定ではなく、およそ全ての関連情報が対象となるものであり、規定の意味内容が変化するところ、規定を変更する理由が明らかではない。したがって、当方修正案を維持したい。

規定順についても、当方修正案は基本的に自衛隊法別表第4の規定順に倣っており、これを維持したい。

また、貴省コメント第9号ロにおいて削除されている「防衛その他の」(当方修正案第3号ロ)との文言は、修正後の別表においても現行自衛隊法別表第4第2号に規定される事項が全て含まれることを明示するために規定したものであるが、当該文言については防衛省からも修正意見が提出されているところ、今後、内閣法制局の指摘も踏まえ、更に検討して参りたい。

④ 貴省コメント第10号について

「分析又は評価」を含めない理由は上記1. に対する回答③のとおりであり、当方修正案第4号を維持したい。

⑤ 貴省コメント第11号について

当該事項を当方修正案に含めない理由は上記1. に対する回答④のとおりであり、当方修正案を維持したい。

⑥ 貴省コメント第12号から第14号について

規定順については、当方修正案は基本的に自衛隊法別表第4の規定順に倣っており、これを維持したい。

3. また、以下のコメント外務省案九号(内調案三号)における「電波情報、画像情報その他の重要な情報」という自衛隊法を参考にしたと思われる表現に関し、例示されている情報源について電波や画像といった防衛の文脈で多く用いられる情報源のみが特記されていることについて、人的情報や外国の政府等から得た情報等、上述の外務省対案二・ハを網羅的にカバーしているかどうか懸念をいただいております。内閣情報調査室としての見解をお伺いしたい。

(回答)

平成24年11月19日法制局持込みの逐条解説案78頁にもあるとおり、修正前の別表第1号ロの「その他の重要な情報」は「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、外国政府等からの提供情報も含まれるところ、修正前の別表第2号ハに規定される事項は含まれると考えるが、更に適切な文言があれば検討したい。



## &lt;コメント&gt;

(別表)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 我が国の安全保障等に係る外交政策に関する内容
- 三 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関(以下、「外国の政府等」という。)との交渉のための対処方針又は交渉の内容
- 三四 テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究(公共の安全と秩序の維持に関するものに限り、前三号に掲げるものを除く。)
- ~~二 次に掲げるものに関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報~~
  - ~~イ 特定有害活動~~
  - ~~ロ 防衛その他の我が国の安全保障等(イに掲げるものを除く。)~~
- ~~四 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力~~
- 五 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 六 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第九号及び第十号において同じ。)の種類又は数量
- ~~七 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法~~
- ~~八 防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号~~
- 九七 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 十八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ~~十一 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第七号に掲げるものを除く。)~~
- ~~十二 我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力その他の施策の目標又は当該目標を達成するための方策(前各号に掲げるものを除く。)~~
- ~~十二 我が国の安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の主張又は交渉の過程(第一号から第十一号までに掲げるものを除く。)~~
- 九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げるものに関する電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - イ 特定有害活動
  - ロ 我が国の安全保障等(イに掲げるものを除く。)
- 十 前各号に掲げる情報の分析、評価、収集整理又はその能力
- 十一 前各号に掲げるもののほか、情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき特に秘匿することが必要であるものとして、外国の政府等から提供された情報であって、第二号、第三号、第六号から第十号に掲げるもの(この場合において「我が国」とあるのは「当該外国等」と読み替えるものとする。)
- 十二 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 十三 防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号
- 十四 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第十二号に掲げるものを除く。)

(了)

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:13

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部





Tel 03-5253-2111 (内線 )

 (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:14

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:16

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様 [redacted] 様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:16

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:17

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*  
内閣官房内閣情報調査室総務部  
[Redacted]  
Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])  
[Redacted] (直通)  
Fax 03-3592-2307  
\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:18

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:21

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*



資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:22

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:23

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:24

宛先:

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年1月30日 16:25

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 本法の対象となる秘密の名称について.jtd (57 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。

当室内での検討の結果、「特別秘密」の名称を「特定秘密」とし、提出予定法案の件名も「特定秘密の保護に関する法律」と変更する方向で、関係資料を内閣法制局に提出しています。

本件についての今後の状況については、別途お知らせします。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

1 論点ペーパー（案）

○ 本法の対象となる秘密の対象について

※ 参考：「特別～」の用例

**本法の対象となる秘密の名称について（案）**

本法においては、これまで、本法の対象とする秘密を「特別秘密」と規定してきたところであるが、これは、本法が、特に秘匿することが必要な一定の事項について、漏えいの防止を図るため、その指定、取扱者の制限等の厳格な保護措置を講ずることとしていることを踏まえ、日米相互援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号。以下「MDA秘密保護法」という。）に規定する「特別防衛秘密」や、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）の定める「特別管理秘密」といった例を参考として、「特別秘密」との名称を用いることとしたものである。

しかしながら、「特別」との語は「普通一般と違うこと」（「広辞苑 第6版」）を意味しているところ、保護措置や罰則の点で行政機関が有する一般の秘密とは異なる取扱いをするという点では、「特別」との語を用いても一見問題ないように見られるものの、「特別秘密」と規定することにより、秘密の内容自体が一般の秘密と比して特殊で異質なものと解されるおそれがある（この意味で、現在用いられている「特別管理」秘密とは、「特別」の意味するところが異なっている）。また、「特別防衛秘密」との名称は、平成13年の自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）により、自衛隊法に「防衛秘密」制度が設けられた際、それまでのMDA秘密保護法上の「防衛秘密」を、同秘密が米国から供与を受けたという意味である種特別なものと見なすことができることから、「特別防衛秘密」と改められたものであるが（「防衛秘密制度の解説」平成15年防衛庁防衛局調査課4頁）、本法の対象とする秘密は、「特別防衛秘密」のような特別な性格を有するものではない。

むしろ本法の対象とする秘密は、「特に秘匿することが必要」で、「指定された事項」をいうのであるから、秘密のうち一定の指定されたこのような秘密を端的に表す語としては、「特別」よりも、「特にそれと指定すること」（「広辞苑 第6版」）を意味する「特定」を用いることが、適切であると考えられる。また、「特定秘密」とすることで、保護の対象が指定行為により明確化されることを法律の題名により明らかにすることができるという長所もあるものと考えられる。

したがって、本法の対象となる秘密の名称を「特定秘密」に変更することとし、本法の題名についても「特定秘密の保護に関する法律」とすることとする。

**【「特定～」の用例】****○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）**

（特定原子力施設の指定）

第六十四条の二 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは

廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置を講じた場合の当該措置を含む。)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2～4 (略)

#### ○薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2～9 (略)

10 この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、賃貸し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

11～16 (略)

#### ○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)(抄)

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第三条 国家公安委員会及び国土交通大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定するものとする。

2・3 (略)

#### ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(抄)

(特定抗争指定暴力団等の指定)

第十五条の二 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域(以下この条及び次条において「警戒区域」という。)を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

2～11 (略)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)(抄)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 (略)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるもの)であつて、政令で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。

2・3 (略)

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)第二条第一項に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであつて、中小企業者があるものがその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう。

3～5 (略)



【「特別～」の用例】

※ 「特別」かつ「特に」かつ「指定」を含む条文との条件で検索した結果のうち主要なもの

○文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)(抄)

(指定)

第百九条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3～6 (略)

○自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)(抄)

(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2～8 (略)

○豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)(抄)

第二条 (略)

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 (略)

○自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 (略)

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)又は特に保全を図るべき海域(以下「海域特別地区」という。)の指定に関する事項

三・四 (略)

3 (略)

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)(抄)

(特別保護地区)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～10 (略)